

令和6年度

事業報告

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

事業報告書目次

■地域福祉活動計画	・・・・・・・・・・	1
■事業報告書		
I 法人運営・組織活動の推進	・・・・・・・・・・	3
1 法人運営事業		
2 会員加入促進運動		
3 自動販売機設置運営事業		
II まちづくり・地域福祉活動の推進	・・・・・・・・・・	15
1 地域福祉推進事業		
2 小地域組織化推進事業		
3 広報事業		
4 ふれあい・いきいきサロン推進事業		
5 住民参加型生活支援活動事業(つるがしまふれあいサービス)		
6 地域のつながりづくり事業		
7 共同募金配分金事業		
8 歳末援護事業		
9 車いす貸出事業		
10 3人乗り自転車貸出事業		
11 障がい者支援の地域づくり事業		
12 ボランティア・市民活動推進事業		
13 福祉教育・ボランティア学習推進事業		
14 災害対策事業		
15 彩の国あんしんセーフティーネット事業		
16 生活支援体制整備支援・連携事業		

III 福祉サービス利用支援活動の推進 57

- 1 助け合い資金貸付事業
- 2 生活福祉資金貸付事業
- 3 鶴ヶ島市手話通訳派遣事業
- 4 鶴ヶ島市手話通訳者設置事業
- 5 鶴ヶ島市視覚障害者生活支援事業
- 6 点字と声の広報つるがしま発行
- 7 点字と声のつるがしま市議会だより発行
- 8 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の運営
- 9 障害者相談支援事業
- 10 鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センター
- 11 鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター
- 12 障害者喫茶コーナー運営事業
- 13 福祉サービス利用援助事業
- 14 法人後見事業
- 15 市民後見人等養成事業
- 16 成年後見制度利用促進事業
- 17 葬祭事業

IV 共同募金運動の推進 96

- 1 赤い羽根共同募金運動の推進
- 2 地域歳末たすけあい募金運動の推進

V 鶴ヶ島市赤十字奉仕団活動の推進 99

第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (期間：令和4年度～令和8年度)

社会福祉協議会は、市と共に、平成29年4月から令和4年3月まで「誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります～鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指して～」を基本理念とする第2次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、これまでの成果や複雑化・複合化した課題への対策を踏まえ、市の実情にあわせた地域福祉を推進していくため、市民、市および社会福祉協議会の協働により策定しました。この計画では、支援を必要とする人を地域全体で支援する体制づくりを通じて、誰もが、安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念

誰もが 安心して いきいきと暮らせるまちをつくります
～鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指して～

重点方針 包括的な支援体制づくり

複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援のために、支援を必要とする人（世帯や支援対象者）をさまざまな活動主体とともに包括的に支援する地域にします。

基本方針Ⅰ 人と人がつながる地域づくり

基本施策Ⅰ-1. 持続可能な地域づくりを支える人材育成

「支え手」と「受け手」で分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域にします。

基本施策Ⅰ-2. 地域での居場所づくり

身近な地域で、多世代が気軽に交流でき、相談できる居場所や拠点がたくさんある地域にします。

基本施策Ⅰ-3. わかりやすい情報発信とつながりづくり

地域の情報を広く発信することで、地域活動、地域の行事、市民活動などに参加する市民が増え、市民同士のつながりが強い地域にします。

基本方針Ⅱ 地域生活課題を受けとめ支え合う仕組みづくり

基本施策Ⅱ-1. 見守り、支え合いの推進

地域住民や社会福祉法人、民間事業者などのさまざまな形の見守りのネットワークがつくられ、重なり、隙間なく広がることで、お互いに顔が見える関係が深まり、見守りや手助けし合える輪ができる地域にします。

基本施策 II-2. 地域で相談し合える仕組みづくり

さまざまな活動主体 1 や民生委員・児童委員などが中心となって、地域住民からの相談を受け、市の関係課や地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ地域にします。

基本施策 II-3. 地域福祉ネットワークの強化

地域住民やさまざまな活動主体 1、市、社会福祉協議会など、多様な役割を果たすそれぞれの活動主体が連携・協働し、地域生活課題を把握する仕組み（以降、地域福祉ネットワーク）がある地域にします。

基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちの地域包括支援体制づくり

基本施策 III-1. 庁内の横断的な支援体制の強化

既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民のさまざまな支援ニーズに対して包括的に取り組める地域にします。

基本施策 III-2. いきいきと暮らせるまちづくり

お互いに得意不得意、事情や文化の違いを理解し合い、支え合うことで誰もが安心して暮らせる地域にします。

基本施策 III-3. 災害時に備えた環境づくり

災害時においても、迅速に対応でき、支え合える地域をめざします。

I-1	法人運営事業 地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人として、住民の参加と協働による法人経営を推進します。
事業計画・概要	事業実施状況
(1) 理事会、評議員会の運営 地域に開かれた組織として、市内社会福祉関係者・事業所から選出された役員等により、法人の業務を審議、決定し、運営します。 ①理事会の開催 会計決算・事業報告、会計予算・事業計画、評議員候補者の推薦、評議員選任・解任委員の選任案等を審議します。	(1) 理事会、評議員会の運営 ①理事会の開催 ア 第1回理事会 期日 令和6年5月17日 出席 理事7人、監事1人 内容 議案第1号 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会理事候補者の選定について 議案第2号 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会評議員の選任候補者の推薦について 議案第3号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会第1回評議員選任・解任委員会の招集について 議案第4号 令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会事業報告の承認について 議案第5号 令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計決算の承認について 議案第6号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会定時評議員会の招集について イ 第2回理事会 期日 令和6年9月26日 出席 理事7人、監事1人 内容 議案第1号 鶴ヶ島市国民健康保険運営協議会委員の推薦について 議案第2号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計補正予算（第1号）について 議案第3号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会第2回評議員会の招集について

②評議員会の開催 会計決算・事業報告、会計 予算・事業計画、理事・監事 の選任等を審議し決定しま す。	ウ 第3回理事会 期日 令和7年2月26日 出席 理事8人、監事1人 内容 報告第1号 鶴ヶ島市児童福祉審議会委員の推薦 について（報告） 議案第1号 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設福祉・ 介護職員等処遇改善加算支給規程の 一部改正について 議案第2号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会会計補正予算（第2号） について 議案第3号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会第3回評議員会の招集 について エ 第4回理事会 期日 令和7年3月21日 出席 理事7人、監事2人 内容 議案第1号 令和7年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会事業計画について 議案第2号 令和7年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会会計予算について 議案第3号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会第4回評議員会の招集 について ②評議員会の開催 ア 第1回評議員会 期日 令和6年5月30日 出席 評議員16人、監事1人 内容 議案第1号 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議 会理事の選任について 議案第2号 令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会事業報告の承認につい て 議案第3号 令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社 会福祉協議会事業報告の承認につい て
---	---

③理事懇談会等の実施 令和6年度事業等に関して、理事会等へ進捗状況の報告や懇談の機会を設けます。 (2) 各種委員会の運営 ①評議員選任・解任委員会の開催 理事会から評議員として推薦された候補者について審議し、決定します。 ②役員候補者選考委員会の開催 社会福祉協議会活動に理解と熱意を有し、法人運営の	イ 第2回評議員会 期日 令和6年10月3日 出席 評議員13人 内容 議案第1号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計補正予算（第1号）について ウ 第3回評議員会 期日 令和7年3月5日 出席 評議員15人、監事1人 内容 議案第1号 令和6年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計補正予算（第2号）について エ 第4回評議員会 期日 令和7年3月28日 出席 評議員13人 内容 議案第1号 令和7年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会事業計画について 議案第2号 令和7年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計予算について ③理事懇談会等の実施 期日 令和7年2月17日 出席 役員9人、市長、福祉部長、職員6人 (2) 各種委員会の運営 ①評議員選任・解任委員会の開催 ア 第1回評議員選任・解任委員会 期日 令和6年5月21日 出席 委員4人 内容 議案第1号 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会評議員の選任について ②役員候補者選考委員会の開催 ア 役員候補者選考委員会 期日 令和6年5月17日 出席 委員5人
---	--

職務を果たし得る理事及び監事を幅広い分野から選任します。 ③苦情解決第三者委員会の開催 法人が実施する事業の利用者からの苦情に対して利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させるため開催します。 ④その他各事業委員会の開催 (3) 法人運営及び財務監査 事業報告、決算に関する監査を実施し、法人運営や事業の透明性を図ります。また、法人を運営するために必要な手続きを行います。 ①決算監査、上期監査の実施 各1回	内容 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会役員候補者の選考について ③苦情解決第三者委員会の開催 実施なし ④その他各事業委員会の開催 実施なし (3) 法人運営及び財務監査 ①決算監事監査の実施 ア 決算監事監査 期日 令和6年5月16日 出席 2人 内容 ・令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会事業報告について ・令和5年度社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会会計決算について ・令和5年度埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会事業報告について ・令和5年度埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会会計決算について イ 令和6年度上期監事監査 期日 令和6年11月12日 出席 2人 内容 ・令和6年度上期事業報告について ・令和6年度予算執行状況報告について
---	---

②行政監査等の実施 ③会計事務所による確認・指導 12回 ④社会福祉法人現況報告書等の公表 1回 ⑤社会福祉法人定款・規程等の管理 運営上必要な定款や規程等について、事業の実情に合わせて見直し等を行います。 ⑥全国社会福祉協議会等の調査・ガイドブック作成等への協力 ⑦福祉事業等への後援 事業内容が社会福祉の目的にふさわしく対象が市内全体であり、開催地又は主催団体が市内である事業に対し、後援します。 ⑧役職員等総合保険への加入	②行政監査等の実施 ア 社会福祉法人一般指導監査（書面監査） 令和6年7月実施 イ 社会福祉施設等運営指導 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設 きいちご 令和6年7月9日実施 ③会計事務所による確認・指導 4月～3月 12回実施 ④社会福祉法人現況報告書等の公表 1回 社会福祉法人情報開示システム（WAMNET）での社会福祉法人現況報告書等の作成を行い、結果を公表した。 ⑤社会福祉法人定款・規程等の管理 ・社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会鶴ヶ島市立障害者生活介護施設福祉・介護職員処遇改善加算支給規程の一部改正をした。 ⑥全国社会福祉協議会等実施の調査・ガイドブック作成等への協力 ア 市町村社会福祉協議会組織及び事業の取り組み状況等調査（埼玉県社会福祉協議会） イ 「子育てガイドブック2025」の掲載（鶴ヶ島市） ウ 令和6年度版「鶴ヶ島の福祉概要」の掲載（鶴ヶ島市） ⑦福祉事業等への後援 ア 舞台 みんなの家「ひまわりの家」 期日 令和6年9月1日 参加 275人 ⑧役職員等総合保険への加入 ア 業務中の傷害補償、感染症補償 イ 賠償責任補償、役員賠償責任補償（D&O 保険）
---	--

（４）組織内連携の強化 ICT を活用し、組織内の情報を共有、担当間の連携を進めます。 （５）財源確保の促進 ①自主財源の確保 ②寄附金の受入れ 社会福祉法人への寄附金控除制度の理解を図り、寄附金の受入れを推進していきます。	ウ 利用者の傷害補償 エ 個人情報漏えい対応補償 オ 什器・備品・現金・貴重品の損害賠償保険等 （４）組織内連携の強化 サイボウズ OFFICE を導入し、スケジュール管理、電子掲示板などの運用を実施している。 （５）財源確保の促進 ①自主財源の確保 ア 社会福祉協議会会員の加入促進（「会員加入促進運動」で記載） イ 赤い羽根共同募金運動の推進（「共同募金運動の推進事業」で記載） ウ 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会視察（自主財源確保に対する取り組みについて） 期日 令和６年７月１９日 場所 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会 参加 社協職員 ４人 ②寄附金の受入れ 広報誌などで社会福祉法人の寄附金控除の仕組みを周知し、寄附金の受入れを行った。 ア 寄附金 <table><tr><td>区分</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>個人</td><td>３１件</td><td>８２０，９７５円</td></tr><tr><td>団体</td><td>２３件</td><td>６７２，９８１円</td></tr><tr><td>自治会</td><td>６９件</td><td>２３６，４５９円</td></tr><tr><td>合計</td><td>１２３件</td><td>１，７３０，４１５円</td></tr></table> イ 物品寄附 １．物品寄附 ２２件 ウ 物品、食料品寄附（もったいないプロジェクト） １．物品寄附 ７件	区分	件数	金額	個人	３１件	８２０，９７５円	団体	２３件	６７２，９８１円	自治会	６９件	２３６，４５９円	合計	１２３件	１，７３０，４１５円
区分	件数	金額														
個人	３１件	８２０，９７５円														
団体	２３件	６７２，９８１円														
自治会	６９件	２３６，４５９円														
合計	１２３件	１，７３０，４１５円														

③固定資産・備品等の管理 法人所有の固定資産等管理簿の整理やリース備品等の利用状況を確認し、コスト削減などの努力をします。 (6) 法人役員等研修 地域福祉推進の中核としての使命を果たしていくため、社会福祉協議会役員・評議員の研修等を実施し、組織強化及び情報共有のため会議を実施します。 (7) 職員研修・会議 ①組織力を高め、資質向上のための職員研修を行います。 ②職員会議 ③職場外研修 ④資格取得の支援	2. 食料品寄附 10件 ③固定資産・備品等の管理 法人所有の固定資産等管理簿の整理やリース備品等の利用状況を確認し、コスト削減等に努めた。 (6) 法人役員等研修 実施なし (7) 職員研修・会議 ①職員研修 ・職員ハラスメント防止研修 期日 令和6年7月19日 場所 市役所5階 会議室 講師 顧問弁護士 内容 働きやすい職場環境に向けて 職員外部研修 労務管理担当者研修、財務管理者研修、福祉職員の基本的スタンス研修、職場内コミュニケーション研修、ハラスメント研修などをオンライン等で実施した。 ②事業担当者会議 13回開催 ③職場外研修 全国社会福祉協議会、埼玉県社会福祉協議会などが主催する職場外での機会を活用し、職員の業務に必要な専門知識やスキルアップを支援した。 ④職員の業務に必要な資格取得について、支援した。
--	---

(8) 人事・労務管理

働き方改革関連法等の施行を踏まえて、働きやすい職場環境づくりに努め、採用、育成、配置、処遇、評価のマネジメントのもとに、魅力ある安定した職場づくりに努めます。

(9) 情報処理システムの改善

事務処理の効率化や生産性を高めるため、事務処理のシステム化を検討していきます。併せて、情報システムのセキュリティ対策を強化します。

(10) 社会福祉功労者への表彰

社会福祉に貢献した方々や団体等を表彰します。

(11) 組織及び運営の改善

「組織及び運営に関する有識者検討会報告書」の取り組むべき事項を計画的に推進します。

(8) 人事・労務管理

- ① 福利厚生センターソウェルクラブ 加入
- ② 埼玉県社会福祉事業共助会 加入
- ③ 令和6年4月 勤怠システム正式運用
- ④ 令和6年10月 職員健康診断実施

(9) 情報処理システムの改善

① 勤怠管理システムの導入

昨年の試行的運用を踏まえ令和6年4月1日より本格稼働した。

② 人事給与システムの検討

事務処理の効率化を図るため人事給与のシステム化の検討に着手した。

(10) 社会福祉功労者への表彰

- ① ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰、感謝状
対象者なし
- ② 全国社会福祉協議会会長表彰 2名受賞決定
- ③ 埼玉県福祉大会知事表彰 3団体、2名受賞決定
- ④ 埼玉県福祉大会知事表彰（共同募金功労者）1名受賞決定
- ⑤ 埼玉県社会福祉大会会長表彰 8団体受賞決定
- ⑥ 埼玉県共同募金会会長表彰 2団体、1名受賞決定
- ⑦ 鶴ヶ島市社会福祉協議会会長表彰、感謝状
4団体、6名受賞決定

(11) 組織及び運営の改善

「鶴ヶ島市社会福祉協議会の組織及び運営に関する有識者検討会報告書」の取り組むべき事項の進捗状況を令和6年9月26日第2回理事会及び令和7年2月28日第3回理事会において報告した。

	【事業の成果及び今後の課題】 ＜成果＞ ・元市職員を主幹として配置することにより法人運営担当の体制強化を図ることができた。 ・正規職員・非常勤職員について、正當に評価するため、人事評価（能力評価）を試行的に導入することができた。 ・電子揭示版とスケジュール管理の運用や事業担当者会議を毎月開催することにより、職員間の情報の共有と連携を図ることができた。 ＜課題＞ ・鶴ヶ島社協の事業展開の中期的な方針を職員参加により定めていく必要がある。 ・市と連携し、包括的な支援体制の整備として令和８年年度開始予定の重層的支援体制整備の準備を進める必要がある。 ・人材育成を図るため、職員の研修体系を確立していく必要がある。 ・業務の効率化を図るため、人事給与システムの導入を検討していく必要がある。 ・自立的運営を図るため、鶴ヶ島社協の事業ＰＲを強化し、寄付金などの自主財源を確保していく必要がある。
--	---

I-2	会員加入促進運動 社会福祉協議会活動の組織基盤の強化と地域の組織化を図るため、会員加入促進を展開し、様々な人の参加による福祉のまちづくりを推進します。																		
事業計画・概要	事業実施状況																		
(1) 社会福祉協議会会員加入促進月間 個人会員： 全自治会回覧の協力依頼 団体・賛助会員： 新規協力5事業所の開拓	【基本施策 I-3】 (1) 社会福祉協議会会員加入促進月間 会員加入促進月間を7月とし、住民主体の地域福祉活動を推進するため、広く参加、協力の呼びかけを行った。 ①個人会員 1口 500円 ア 自治会への呼びかけ 福祉委員会議を開催し、地域福祉活動の重要性や社会福祉協議会活動への理解をいただく機会を設け、自治会長や福祉委員等の協力のもと、地域に広く会員加入の促進を図った。 1. 福祉委員会議 日時 令和6年7月5日・6日 (3回) 延べ参加人数 69人 イ 広報誌やホームページでの広報 社協だより7月号で掲載 <table><tr><td>件数</td><td>口数</td><td>金額</td></tr><tr><td>3,533件</td><td>4,091口</td><td>2,045,500円</td></tr></table> ②団体会員 1口 1,000円 各種団体の加入促進及びボランティア団体登録と合わせて、加入のお願いをした。 <table><tr><td>件数</td><td>口数</td><td>金額</td></tr><tr><td>58件</td><td>90口</td><td>90,000円</td></tr></table> ③賛助会員 1口 10,000円 社会福祉協議会事業への理解・協力を呼びかけ、継続加入や新規協力事業所等の開拓を行うため、郵送での依頼を行った。 <table><tr><td>件数</td><td>口数</td><td>金額</td></tr><tr><td>76件</td><td>89口</td><td>890,000円</td></tr></table>	件数	口数	金額	3,533件	4,091口	2,045,500円	件数	口数	金額	58件	90口	90,000円	件数	口数	金額	76件	89口	890,000円
件数	口数	金額																	
3,533件	4,091口	2,045,500円																	
件数	口数	金額																	
58件	90口	90,000円																	
件数	口数	金額																	
76件	89口	890,000円																	

	【事業の成果及び今後の課題】 ＜成果＞ ・福祉委員会議を自治会協力のもと実施することができた。 ・福祉委員会議の開催を年に１回にまとめることで、自治会の都合に合わせた実施方法を選択してもらうことができた。 ＜課題＞ ・自治会数、自治会加入世帯が減少しているため、社会福祉協議会の会費収入も減少している。自治会への協力依頼の方法を工夫する必要がある。 ・賛助会員を増やすための企業訪問などを強化する必要がある。
--	--

I-3	自動販売機設置運営事業 社会福祉事業を実施するための財源を確保することを目的として、自動販売機設置運営事業を行います。
事業計画・概要	事業実施状況
(1) 飲料自動販売機の設置運営	【基本施策 I-3】 (1) 飲料自動販売機の設置運営 設置事業者の申し出により、令和3年6月をもって飲料自動販売機の設置運営は終了となっており事業の見直しを行う必要がある。

Ⅱ-1	地域福祉計画と一体に取り組む地域福祉活動計画の推進 地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現を図るため、包括的な支援体制の構築と複雑化・複合化した支援ニーズにこたえるために、市と連携して重層的支援体制整備の構築を推進します。 また、様々な地域課題にこたえるための地域福祉活動を推進します。
事業計画・概要	事業実施状況
第3次計画は、愛称を「つる♡ほっとプラン」とし、令和4年から令和8年までの5年間の計画となります。 (1) 地域福祉計画と一体に取り組む地域福祉活動計画の推進 ①地域福祉活動計画推進委員会(鶴ヶ島市地域福祉審議会) 委員会(審議会)の開催(年2回) ②地域別懇談会の開催 生活支援体制整備支援・連携事業とあわせて実施します。 地域ごとの特性に合わせて、会議を開催し、地域課題を出し合い、解決に向けて取り組みます。	【重点施策・基本施策Ⅲ-1】 (1) 地域福祉計画と一体に取り組む地域福祉活動計画の推進 ①委員会(審議会)の開催 地域福祉活動計画推進委員会 第1回地域福祉活動計画推進委員会 期日 令和6年10月3日 場所 市役所1階 102会議室 内容 令和5年度実績及び具体的な取組内容について 第2回地域福祉活動計画推進委員会 期日 令和7年3月15日 場所 市役所3階 庁議室 内容 令和5年度実績及び具体的な取組内容について ②地域懇談会の開催 地域ごとに地域包括支援センターや市と打ち合わせや会議を開催した。 ア 地域包括支援センターぺんぎんエリア - 令和6年6月4日 10人参加 (地域包括支援センター・市・社協) - 令和7年3月4日 51人参加 (市内サロン代表者・地域包括支援センター・市・社協) イ 地域包括支援センターいきいきエリア - 令和6年6月12日 6人参加 (地域包括支援センター・市・社協) - 令和6年7月3日 3人参加 (地域包括支援センター・社協)

	・令和6年12月24日 3人参加 (地域包括支援センター・社協)
ウ	地域包括支援センターいちばんぼしエリア ・令和6年6月12日 8人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和6年7月4日 15人参加 (地域包括支援センター・鶴二支え合い協議会・社協) ・令和6年8月1日 3人参加 (地域包括支援センター・社協) ・令和6年8月9日 30人参加 (鶴二支え合い・地域包括支援センター・小中高大生・社協)「新しいボランティアを考えよう」 ・令和7年3月5日 4人参加 (地域包括支援センター・社協) ・令和7年3月10日 24人参加 (市民・シルバー人材センター・中央地域支え合い協議会・地域包括支援センター・市・社協)
エ	地域包括支援センターかんえつエリア ・令和6年6月20日 9人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和6年7月3日 7人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年8月30日 7人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年9月25日 9人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年9月27日 5人参加 (西部地域支え合い協議会・すねおり地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協) ・令和6年10月18日 8人参加 (西部地域支え合い協議会・西市民センター・地域包括支援センター・社協) ・令和6年11月20日 6人参加 (西部地域支え合い協議会・西市民センター・

③鶴ヶ島版包括支援体制構築 （市との協働） 市庁舎内の関係各課が縦割りによる弊害や８０５０問題、ダブルケア等の隙間の課題に対応できる体制を構築するために、庁内連携ができる仕組みの構築（包括的支援体制）を検討します。 社会福祉協議会においては、連携・協働、情報共有できる仕組みの構築を検討します。 ④研修会の実施 第３次計画を推進するために、必要な研修会を開催します。	地域包括支援センター・社協） ・令和６年１１月２５日　７人参加 （西部地域支え合い協議会・市民・地域包括支援センター・社協） ・令和７年１月２９日　５人参加 （西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協） ・令和７年２月１９日　４人参加 （西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協） ・令和７年３月１１日　６人参加 （西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協） ③鶴ヶ島版包括支援体制構築（市との協働） 重層的支援体制整備事業構築にむけて 鶴ヶ島市内の福祉関係施設連絡会 期日　令和７年１月２８日 場所　農業交流センター 参加　２１人 ④研修会の実施 地域福祉推進研修会 期日　令和７年３月２８日 場所　鶴ヶ島市役所４階　４０１会議室 参加　１４人
--	---

(2) 地域福祉推進事業 地域課題に対応するために必要な事業に取り組みます。 ①ヤングケアラー支援事業 埼玉県社会福祉協議会のモデル事業を受けて実施をします。	(2) 地域福祉推進事業 ①ヤングケアラー支援事業 i 広報啓発活動 ・令和6年7月1日から市役所6階廊下にヤングケアラー4コマ漫画を常設展示 ・4コマ漫画冊子作成 2,000部 ・4コマ漫画冊子を市内民生委員児童委員、第一層協議体、市内中学校でヤングケアラー講演会実施の生徒等へ配布 ・市内中学校で有識者講師・当事者講師と地域の民生委員児童委員、子ども食堂関係者等と寸劇を交えた講演会の実施。令和7年3月7日 参加者95名（西中学校3年生、民生委員児童委員、主任児童委員、子ども食堂スタッフ等） ・令和7年1月にヤングケアラーこども支援事業「ふれふれ」の事業開始。市の関係機関等に周知し、連携して事業を進めることを確認した。 ii 連携促進 地域連携ネットワーク構築学習会 期日 令和6年7月2日 場所 市役所6階 会議室 講師 大学教授 内容 福祉と教育の連携～地域共生社会の実現に向けて 参加 51人 iii 支援活動 ヤングケアラー・こども支援事業ふれふれ ・住民参加型生活支援活動事業でヤングケアラーを対象とした家事援助等支援開始 令和7年1月～3月 会員登録者数 利用会員 4人 協力会員 132人(ふれあいサービス協力会員) 利用（活動）状況 延べ日数 7日 延べ時間 12時間
--	---

②福祉施設関係連絡会の開催	②福祉施設関係連絡会の開催 期日 令和7年1月28日 場所 農業交流センター 内容 福祉施設の社会貢献活動について 参加 21人 ii 高齢者入所施設等連絡会 ・第1回 鶴ヶ島市内の福祉関係施設連絡会 期日 令和6年4月23日 場所 市役所3階 庁議室 講師 弁護士 内容 意思決定フォロワーについて 参加 17人 ・第2回 期日 令和6年11月18日 場所 ボランティアルーム兼会議室 内容 情報交換 参加 9人																		
③介護者の会の開催 月1回程度、介護者が参加できる場を開催します。	③介護者の会の開催 7回（8月は休み） <table border="1"> <tr> <td>令和6年4月11日</td><td>介護食講習</td></tr> <tr> <td>令和6年4月25日</td><td>認知症VR</td></tr> <tr> <td>令和6年5月16日 24日</td><td>施設見学（みどりの風鶴ヶ島）</td></tr> <tr> <td>令和6年6月14日</td><td>お茶会（ウエルシア若葉駅東口店）</td></tr> <tr> <td>令和6年7月8日</td><td>こころの病気の学習会</td></tr> <tr> <td>令和6年9月12日</td><td>施設見学（元気な亀さん）</td></tr> <tr> <td>令和6年10月23日</td><td>料理講習会</td></tr> <tr> <td>令和6年11月13日、19日</td><td>デイ見学と定期巡回・随時対応型訪問介護について（ベルグルー）</td></tr> <tr> <td>令和6年12月16日</td><td>こころの病気の学習会</td></tr> </table>	令和6年4月11日	介護食講習	令和6年4月25日	認知症VR	令和6年5月16日 24日	施設見学（みどりの風鶴ヶ島）	令和6年6月14日	お茶会（ウエルシア若葉駅東口店）	令和6年7月8日	こころの病気の学習会	令和6年9月12日	施設見学（元気な亀さん）	令和6年10月23日	料理講習会	令和6年11月13日、19日	デイ見学と定期巡回・随時対応型訪問介護について（ベルグルー）	令和6年12月16日	こころの病気の学習会
令和6年4月11日	介護食講習																		
令和6年4月25日	認知症VR																		
令和6年5月16日 24日	施設見学（みどりの風鶴ヶ島）																		
令和6年6月14日	お茶会（ウエルシア若葉駅東口店）																		
令和6年7月8日	こころの病気の学習会																		
令和6年9月12日	施設見学（元気な亀さん）																		
令和6年10月23日	料理講習会																		
令和6年11月13日、19日	デイ見学と定期巡回・随時対応型訪問介護について（ベルグルー）																		
令和6年12月16日	こころの病気の学習会																		

	令和6年12月19日	鶴ヶ島まちづくり市民講座 わたしのまちの介護予防事業と高齢者サービス
	令和7年2月3日	認知症サポーター養成講座
	令和7年2月13日	さいしん福祉財団事業の介護者日帰り旅行に参加
	令和7年2月21日	介護者と本人のためのお茶会
	令和7年3月10日、14日	施設見学（鶴ヶ島ケアホーム）
④フードドライブキャンペーンの開催 市と連携して、フードドライブキャンペーンの協力を呼びかけます。	④フードドライブキャンペーンの開催 令和6年10月1日から10月11日窓口開設 市民活動団体等に依頼	
	⑤壮年塾Gのつどい 定例会 12回 場 所 東市民センター 談話室 ・チューリップ観賞会 期日 令和6年4月6日 参加 21人 ・4月 モルックGサロン登録 ・夏休みボランティア体験 「手作りおもちゃを作って寄付しよう」 期日 令和6年8月7日 参加 15人 ・園児と交流 （かみひろや幼稚園） 期日 令和6年11月15日 参加 園児30名	
	⑥視察受入・講師派遣 i 前橋市2層協議体の視察 「ここつなネット・中学生ゴミ出しボランティアについて」 期日 令和6年8月28日	

参加 49人

場所 市役所5階 502～504会議室

【事業の成果及び今後の課題】

＜成果＞

- ・包括エリアごとに地域包括支援センターや市と地域の課題を把握し解決に向けて新たな資源の立ち上げを共同で行った。
- ・ヤングケアラーとその家族に寄り添うモデル社協支援事業の助成を継続的に受けることができた。学校でヤングケアラー講演会を前年度に引き続き行うことができた。

また、ヤングケアラーこども支援事業「ふれふれ」を新たに立ち上げ、複雑・複合化した課題を抱えた世帯への支援ができた。

- ・福祉施設連絡会では、これまで関係性のなかった施設からの参加により、今後のネットワークづくりに向けた新たな一歩となった。

＜課題＞

- ・包括的支援体制の構築に向けて、社会福祉協議会の役割や位置づけを明確にし、社会福祉協議会全体で取り組んでいくことが重要であり、その方向性を示すことが必要である。
- ・ヤングケアラーこども支援事業「ふれふれ」の継続的な財源確保が必要である。

Ⅱ-2	小地域組織化推進事業 概ね小学校区をエリアとする小地域組織である「地域支え合い協議会」の設立に市と協働で支援し、8地区の地域支え合い協議会および助け合い隊がおおむね鶴ヶ島市全域で立ち上がりました。地域住民が主体となった地域支え合い協議会の活動を市と協働して支援し、地域の支え合い・助け合い活動を推進します。												
事業計画・概要	事業実施状況												
地域支え合いの仕組みを活性化するために、市と共に支援を行います。また、助け合い隊については、様々な個別のニーズに対応できる仕組みづくりを住民と共に進めます。 (1) 地域支え合い協議会（8か所）活動支援 それぞれの地域支え合い協議会の活動に担当者をおき、支援します。 (2) 小地域活動支援事業 おおむね小学校区を小地域として設定し、地域住民が主体となる活動に対し、活動支援や情報提供等の支援を行います。 (3) 地域支え合い協議会連絡調整会議への参加 毎月一回行われる地域支え合い協議会事務局長の出席する連絡調整会議に参加します。	【基本施策Ⅱ-1・Ⅱ-2】 (1) 地域支え合い協議会（8か所）活動支援 ア 鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 イ 富士見地区地域支え合い協議会 ウ サザン地域支え合い協議会 エ 杉下地域支え合い協議会 オ 西部地域支え合い協議会 カ つるがしま中央地域支え合い協議会 キ 北地域支え合い協議会 ク すねおり地域支え合い協議会 (2) 小地域活動支援事業（共同募金配分金事業） ボランティア・市民活動団体助成金として、2つの地域支え合い協議会の事業に助成予定。 <table><tr><td></td><td>支え合い協議会</td><td>助成内容</td><td>交付額</td></tr><tr><td>1</td><td>杉下地域支え合い協議会</td><td>クリスマスコンサート</td><td>35,000</td></tr><tr><td>2</td><td>サザン地域支え合い協議会</td><td>わいわいがやがや祭り</td><td>35,000</td></tr></table> (3) 地域支え合い協議会連絡調整会議への参加 開催 毎月1回 対象 8協議会事務局長等		支え合い協議会	助成内容	交付額	1	杉下地域支え合い協議会	クリスマスコンサート	35,000	2	サザン地域支え合い協議会	わいわいがやがや祭り	35,000
	支え合い協議会	助成内容	交付額										
1	杉下地域支え合い協議会	クリスマスコンサート	35,000										
2	サザン地域支え合い協議会	わいわいがやがや祭り	35,000										

(4) 助け合い隊の推進

助け合い隊情報交換会・学習会

8地区の助け合い隊の役割や日頃の課題等を共有する機会をつくり、活動を活性化します。また、助け合い隊のスキルアップを図るため、研修会を実施します。

(4) 助け合い隊の推進

①助け合い隊情報交換会の開催

第1回

期日 令和6年4月24日

場所 市役所3階 庁議室

出席 18人

内容 ア 各地域支え合い協議会助け合い隊の状況・令和5年度活動実績
イ 助け合い隊の活動について

第2回

期日 令和6年10月23日

場所 市役所1階 102会議室

出席 13人

内容 ありがとう券事務作業について

第3回

期日 令和7年2月26日

場所 市役所3階 庁議室

出席 14人

内容 ア 今年度実績について
イ 人材活用等における情報共有ツール(LINE)の活用について

②助け合い隊コーディネーター等研修

8地区の助け合い隊の日頃の課題等を共有する機会を設け、活動を活性化した。

第1回

期日 令和6年5月29日

場所 西市民センター 第2学習室

出席 21人

内容 ア 助け合い隊コーディネーターの基本について
イ グループワーク

第2回

期日 令和6年12月13日

場所 東市民センター

出席 20人

内容 「楽しくラクに！楽ラクお掃除の基本講座」

③助け合い隊活動実績（わかば・鶴二・サザン・杉下・西部・中央・北・すねおりの8助け合い隊の合計）

ありがとう券利用可能店舗 150店舗

協力会員数（登録者数） 506人

協力会員活動者数（延べ人数） 2,299人

利用会員数（利用者登録者数） 609人

活動実施件数 2,428件

ありがとう券販売枚数 11,687枚

活動時間数 2,579時間

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・助成金を活用してもらうことで地域支え合いの活動の活性化へつながった。また、新たな事業（こども食堂）の立ち上げ支援を行い、地域の活性化やこどもの居場所づくりにつながった。

<課題>

- ・地域支え合い協議会スタッフおよび助け合い隊の協力会員の高齢化、人手不足が課題となっている。新たな人材の活用と共に、情報交換・共有できる情報ツールできるシステムや仕組みづくりが必要である。

Ⅱ-3	広報事業 社会福祉協議会活動や地域福祉に関する広報「社協だより」（墨字版・点字版・音声版）を発行します。また、インターネットを活用したホームページやSNS等で、日々の出来事やボランティア・市民活動を周知していきます。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）広報活動 ①社協だよりの発行 （３回発行） ②ホームページ 主な社会福祉協議会事業等について、掲載します。 ③SNS等を活用し、地域の活動の紹介やリアルタイムな情報を発信します。 （２）広報戦略 社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、多くの市民の方、市民活動・ボランティア団体等関係機関の参加や協働のもと、事業を展開してきました。社会福祉協議会会員制度による参加意識の啓発やさまざまな事業への直接的な参加・協働による関わりなど、今	【基本施策Ⅰ-３】 （１）広報活動 ①社協だよりの発行 社協だより「ふくしのまち」№.153 発行日 令和6年7月1日 発行数 35,000部 社協だより「ふくしのまち」№.154 発行日 令和6年11月1日 発行数 35,000部 社協だより「ふくしのまち」№.155 発行日 令和7年3月1日 発行数 35,000部 ②ホームページ （URL https://www.tsurusha.or.jp/） ③Facebook （URL https://www.facebook.com/tsurushakyo/） ④Instagram （URL https://www.instagram.com/tsuru_shakyo/） （２）広報戦略 ①社会福祉協議会パンフレットの更新 ②社会福祉協議会ホームページのリニューアル 地域の活動団体の紹介や講演会、各事業の状況報告等について、適時必要な情報を発信した。 ③社会福祉協議会のSNS等への投稿強化 FacebookやInstagramを活用し、社会福祉協議会や地域の団体活動の最新情報を発信した。

後も引き続き参加者を増やし、同じ地域で安心して暮らすことのできる地域づくりの発展を目指します。	【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・フェイスブックやインスタグラムなどの SNS を活用し、社協事業・イベントを即座に情報発信することができた。 <課題> ・社協の取り組みを視覚的に分かりやすく伝えるHP、パンフレット、冊子を活用することにより、市民に社協の活動を理解してもらうとともに協賛を得ることができる広報活動に取り組む必要がある。
--	--

Ⅱ-4	ふれあい・いきいきサロン推進事業 様々な人が身近な場所に気軽にあつまり、楽しい仲間づくりができるよう、多様な内容で交流できるあたたかな居場所づくりを支援し拡充します。さらに、介護予防、孤立予防の観点から拡充を進めます。																																	
事業計画・概要	事業実施状況																																	
ふれあい・いきいきサロンを活性化し、地域のつながりを再構築します。 (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進	【基本施策Ⅰ-2】 (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ふれあい・いきいきサロン活動の支援 ①登録数 91団体 ②具体的な支援内容 ア ボランティア活動保険の加入推進 イ ふれあい・いきいきサロン傷害保険に社会福祉協議会負担で加入 ウ 活動内容を社会福祉協議会ホームページや、情報誌等へ掲載し、ふれあい・いきいきサロン活動の推進 エ ふれあい・いきいきサロン活動の実施や運営に関し、活動が定着していくための総合的な支援 オ 健康長寿課によるギアチェンジ講座参加サロンの調整 <table><tr><th>期日</th><th>場所</th><th>サロン</th></tr><tr><td>7月26日</td><td>富士見市民センター</td><td>カルチャー縁側サロン</td></tr><tr><td>8月 6日</td><td>北市民センター</td><td>折り紙サロン</td></tr><tr><td>9月 5日</td><td>南市民センター</td><td>あずまや夢木国御料鶴</td></tr><tr><td>10月 3日</td><td>市役所</td><td>大けやき</td></tr><tr><td>11月 6日</td><td>東市民センター</td><td>お手玉サロン</td></tr><tr><td>11月28日</td><td>西市民センター</td><td>ウェルカフェ7</td></tr><tr><td>12月19日</td><td>大橋市民センター</td><td>あすなろサロン三丁目</td></tr><tr><td>1月22日</td><td>富士見市民センター</td><td>スマホ倶楽部</td></tr><tr><td>2月26日</td><td>北市民センター</td><td>健康マーじゃん</td></tr><tr><td>3月 6日</td><td>南市民センター</td><td>ちゅうちゅうサロン</td></tr></table> カ 健康長寿課との協働でサロン活動周知活動をした。 期日 令和7年1月24日から2月7日まで全14日 場所 市役所1階ロビー 内容 サロン情報の掲示	期日	場所	サロン	7月26日	富士見市民センター	カルチャー縁側サロン	8月 6日	北市民センター	折り紙サロン	9月 5日	南市民センター	あずまや夢木国御料鶴	10月 3日	市役所	大けやき	11月 6日	東市民センター	お手玉サロン	11月28日	西市民センター	ウェルカフェ7	12月19日	大橋市民センター	あすなろサロン三丁目	1月22日	富士見市民センター	スマホ倶楽部	2月26日	北市民センター	健康マーじゃん	3月 6日	南市民センター	ちゅうちゅうサロン
期日	場所	サロン																																
7月26日	富士見市民センター	カルチャー縁側サロン																																
8月 6日	北市民センター	折り紙サロン																																
9月 5日	南市民センター	あずまや夢木国御料鶴																																
10月 3日	市役所	大けやき																																
11月 6日	東市民センター	お手玉サロン																																
11月28日	西市民センター	ウェルカフェ7																																
12月19日	大橋市民センター	あすなろサロン三丁目																																
1月22日	富士見市民センター	スマホ倶楽部																																
2月26日	北市民センター	健康マーじゃん																																
3月 6日	南市民センター	ちゅうちゅうサロン																																

(2) ふれあい・いきいきサロン活動助成金 (共同募金配分金事業) (3) サロン勉強会・交流会の実施 ふれあい・いきいきサロンを実施している団体を対象としたサロン同士の勉強会や必要な情報・交流の場の提供を行います。	期日 令和7年1月31日 場所 市役所1階ロビー 内容 サロン説明 キ イベントに参加しサロン活動周知活動をしました。 南市民センターまつり 期日 令和6年10月5日 内容 サロン紹介動画上映、相談対応 西市民センターまつり 期日 令和6年10月19日 内容 サロン動画上映、相談対応 地域デビューきっかけ広場 期日 令和6年12月1日 内容 サロン動画上映、相談対応 (2) ふれあい・いきいきサロン活動 助成金 サロン活動の活性化のため、共同募金配分金による助成 (1団体2万円以内) <table border="1"> <tr> <td>申請団体</td><td>66団体</td></tr> <tr> <td>助成団体</td><td>66団体</td></tr> <tr> <td>助成交付額</td><td>839,800円</td></tr> </table> (3) サロン勉強会・交流会の実施 ①サロン見学・交流会 期日 令和6年11月20日 場所 富士見自治会館 出席 14人 内容 健康体操、ランチサロン見学 参加者同士で交流しながら昼食を楽しむ 期日 令和6年11月25日 場所 南市民センター 出席 17人 内容 折り紙サロン、ランチサロン見学 参加者同士で交流しながら昼食を楽しむ 期日 令和6年11月26日 場所 星和若葉台自治会集会所 出席 14人	申請団体	66団体	助成団体	66団体	助成交付額	839,800円
申請団体	66団体						
助成団体	66団体						
助成交付額	839,800円						

	内容 輪投げサロン、そば打ちサロン、喫茶サロン見学 参加者同士で交流しながら昼食を楽しむ ②サロン代表者会議 期日 令和7年3月4日 場所 富士見市民センター 出席 51人 期日 令和7年3月5日 場所 市役所5階 504会議室 出席 38人 内容 サロン説明、活動発表、情報交換、助成金、保険について 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・活発にサロンが運営されており、代表者会議にも多くの方が参加していただいた。テーマを持って話し合い、他者の意見を聞くことでサロン活動の活性化につながった。 <課題> ・決まった参加者で活動しているため、サロン初参加者や心身状態の変化のある参加者などが安心してつながることのできるサロンを増やす必要がある。
--	---

Ⅱ-5	住民参加型生活支援活動事業(つるがしまふれあいサービス) 日常生活の援助に必要な利用会員と協力会員が生活支援活動の提供を行う相互扶助の仕組みにより、介護保険や障害福祉サービス、子育て支援等の制度やサービスだけでは対応できないニーズを支援します。
事業計画・概要	事業実施状況
ふれあいサービスを通じて、支援の必要な方と活動したい方の住民同士が支え合う活動を推進します。協力会員、利用会員とも地域福祉の担い手としての意識を醸成し、地域の活動者を増やしていきます。また、様々な機会を通じて、協力会員と利用会員の加入を推進していきます。 (1) ふれあいサービス活動の充実 地域福祉推進の意識のある協力会員が支援の必要な利用会員に対して、お互いが対等な関係で活動を行うよう調整します。また、介護保険制度や福祉サービス等公的な支援で対応できないヤングケアラー等の家庭にも、関係機関を通じて周知を行います。	【基本施策Ⅱ-1】 会員登録者数 利用会員 176人 協力会員 132人 利用(活動)状況 延べ日数 2,862日 延べ時間 3,987.5時間 利用(活動)内容 ①食事の支度 ②衣類などの洗濯・つくろい ③住居などの掃除・整理整頓 ④外回りの掃除・整理・片付け ⑤生活必需品の買物 ⑥話し相手 ⑦外出の付き添い ⑧妊産婦・乳幼児などの軽易な支援 (1) ふれあいサービスの周知 ①地域包括支援センターに周知 ②民生委員児童委員協議会

(2) 協力会員研修会

協力会員の活動に必要な研修会を助け合い隊等の活動と協働して行います。

(年間3回)

(3) 協力会員連絡会

協力会員の交流や情報交換を行うため、協力会員連絡会を実施します。

(年間3回)

(2) 協力会員研修会

①期日 令和6年7月8日

場所 市役所5階 503・504会議室

内容 「こころの病気の学習会」

統合失調症をはじめとする精神疾患・精神障害について正しい知識と理解を深めるための学習会

講師 精神障害者家族会川越市やまぶき会

参加 40 人

共催 介護者の会・生活支援員・後見支援員

②期日 令和6年10月23日

場所 女性センター 料理実習室

内容 生活支援者のための簡単料理教室

講師 野菜ソムリエコミュニティさいたま

代表者他スタッフ 5 名

参加 19 人

③期日 令和6年12月16日

場所 市役所5階 503・504会議室

内容 講演「こころの病気の学習会」

べてるの家の方々の暮らしや当事者研究について

講師 浦河べてるの家の方々

参加 37 人

(3) 協力会員連絡会

①期日 令和6年4月5日

場所 市役所6階 ボランティアルーム兼会議室

内容 ボランティアの基本の「き」を知ろう

講師 ボランティアセンター職員

参加 19 人

②期日 令和6年6月5日

場所 ハイリツヒ池ノ台

内容 (1) 施設の特徴や違いについて

(2) 施設の見学

参加 9 人

(4) コーディネーター スキルアップ コーディネーターのスキルアップを行うため、研修会に参加します。	③期日 令和7年3月14日 場所 市役所5階 503・504会議室 内容 心肺蘇生法やAEDの取り扱いを含めた応急手当の習得 講師 坂戸・鶴ヶ島消防組合、消防本部 警防課 参加 11人 (4) コーディネータースキルアップ 期日 令和6年8月8日 場所 東松山市民文化センター 内容 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・協力会員を職員や協力会員の声掛けにより増やすことができた。利用会員を「ここつなネット」に繋ぐこともできた。 <課題> ・利用会員の出入りが多いため、訪問や事務処理が増加している。 ・認知症や精神疾患の利用会員とのコミュニケーションに困難を要するケースが多くなっているため、コーディネーターの負担が大きい。
---	--

Ⅱ-6	地域のつながりづくり事業 「心と心をつなぐネットワーク活動（ここつなネット）」 要支援者も含む誰もが安心して暮らせるよう個別の見守り活動、見守りチームを計画的に市内全域に推進し、地域住民が主体となって、地域における個別の関係性を構築していきます。様々な関係機関（民生委員児童委員、自治会、自主防災、地域支え合い協議会）および行政と連携し、重層的な見守りネットワークづくりを目指します。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）要支援者の個別の見守りチームの構築 避難行動要支援者等、災害時等に支援が必要な方、日常的に地域の関係を作りたい方を中心に、近隣の市民、民生委員児童委員、自治会、自主防災、地域支え合い協議会等と連携し、要支援者を見守るチームを構築します。 このチームは、市が取組んでいる「避難行動要支援者個別支援計画」の見守りチームに位置づけるものです。 （２）地域づくり情報誌「えん」のお届け 毎月１回地域づくり情報誌「えん」をお届けし、交流のきっかけとしていただきます。特に、小中学生に協力を依頼します。 （３）ここつなネットコーディネーター研修会の開催	【基本目標Ⅱ-１・Ⅱ-３】 （１）要支援者の個別の見守りチームの構築 対象者数 ５３７人 支援者数 ７１１人 延人数 ３,８２６人 解散チーム ７９件 （２）地域づくり情報誌「えん」のお届け つるがしま地域づくり便り「えん」の発行と配布 i 基本毎月１回１日発行（５２～６２号）８月休み ii ボランティアによるレイアウト協力（毎号） iii 小中学生による取材 iv 小中学校と連携した小中学生やコーディネーター等による「えん」のお届け（毎号） V 発行部数 １１,９００部 （３）ここつなネットコーディネーター研修会の開催 防災講演会及びここつなコーディネーター研修会 期日 令和７年２月１５日 場所 女性センター

コーディネーターに集まってもらい、研修・情報交換を行います。 (4) 協力児童生徒と地域の方との振り返りの会の開催 協力している児童生徒とここつな参加者との振り返りの会を年度末に行い、継続的な活動を支援します。	出席 114人 内容 防災意識向上につながる講演と「ここつなネット」説明 つながり活動の活性化のため、共同募金配分金により物品の配布を行った。 (4) 協力児童生徒と地域の方との振り返りの会の開催 地域毎に交流や振り返りの機会をつくった。 ①主に東部北部地域 ここつなネット交流会 小中学生と地域の方々とのボランティア活動振り返りの会 期日 令和7年2月23日 場所 南市民センター 出席 25人 期日 令和7年3月1日 場所 東市民センター 出席 12人 期日 令和7年3月9日 場所 富士見市民センター 出席 31人 内容 ここつなネット状況報告、情報交換、振り返り ②主に西部南部地域 ここつなチーム毎の交流を声かけ誘導し、協力児童生徒（ゴミ出しボランティア）には「えん」取材により振り返りの機会とした。 (5) 防災訓練の参加 期日 令和6年11月24日 場所 鶴ヶ島市立杉下小学校 校庭及び体育館 内容 コーディネーターを中心とした災害時訪問、安否確認
---	---

	【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・チーム数が５００を超え、小中学生の協力を得ることで地域で見守り合う関係が構築されつつある。防災講演会で「ここつなネット」の説明を行い、自治会関係者にも周知ができた。 <課題> ・現在、数か所の自治会や自主防災組織と連携しながらチームづくりを進めている。さらに、自治会等と連携し、自治会の中でのチーム作りを行いながら、事業を進める必要がある。 ・ここつなチームメンバーの更新の事務が膨大になりつつあり、システム化等により事務の省力化を進める必要がある。
--	---

Ⅱ-7	共同募金配分金事業 共同募金配分金を活用して、ふれあい・いきいきサロンの推進や福祉教育・体験学習推進校等地域福祉活動を支援します。																																													
事業計画・概要	事業実施状況																																													
(1) 赤い羽根募金助成金 (地域配分) 地域福祉活動等への支援に充当します。また、地域福祉課題や住みよいまちづくりの事業に適切に配分します。 (2) 地域歳末たすけあい募金助成金 (地域配分) 地域福祉活動や生活困窮者等への支援に充当します。	【基本施策Ⅰ-3】 (1) 赤い羽根募金助成金（地域配分） <table><tr><td></td><td>配分事業名</td><td>助成額</td></tr><tr><td>1</td><td>社協だより発行事業</td><td>450,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>ホームページ運営事業</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>福祉教育体験学習推進校等助成事業</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>ふれあい・いきいきサロン推進事業</td><td>350,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>ボランティア・市民活動団体支援事業</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>困窮者支援事業</td><td>21,000円</td></tr></table> (2) 地域歳末たすけあい募金助成金（地域配分） <table><tr><td></td><td>配分事業名</td><td>助成額</td></tr><tr><td>1</td><td>社協だより発行事業</td><td>368,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>ホームページ運営事業</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>ふれあい・いきいきサロン推進事業</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>ボランティア・市民活動団体支援事業</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>心と心をつなげるネットワーク活動事業</td><td>80,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>生活困窮世帯の子どもを支援する事業</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>歳末援護事業</td><td>700,000円</td></tr></table>		配分事業名	助成額	1	社協だより発行事業	450,000円	2	ホームページ運営事業	50,000円	3	福祉教育体験学習推進校等助成事業	500,000円	4	ふれあい・いきいきサロン推進事業	350,000円	5	ボランティア・市民活動団体支援事業	200,000円	6	困窮者支援事業	21,000円		配分事業名	助成額	1	社協だより発行事業	368,000円	2	ホームページ運営事業	50,000円	3	ふれあい・いきいきサロン推進事業	300,000円	4	ボランティア・市民活動団体支援事業	500,000円	5	心と心をつなげるネットワーク活動事業	80,000円	6	生活困窮世帯の子どもを支援する事業	200,000円	7	歳末援護事業	700,000円
		配分事業名	助成額																																											
1	社協だより発行事業	450,000円																																												
2	ホームページ運営事業	50,000円																																												
3	福祉教育体験学習推進校等助成事業	500,000円																																												
4	ふれあい・いきいきサロン推進事業	350,000円																																												
5	ボランティア・市民活動団体支援事業	200,000円																																												
6	困窮者支援事業	21,000円																																												
	配分事業名	助成額																																												
1	社協だより発行事業	368,000円																																												
2	ホームページ運営事業	50,000円																																												
3	ふれあい・いきいきサロン推進事業	300,000円																																												
4	ボランティア・市民活動団体支援事業	500,000円																																												
5	心と心をつなげるネットワーク活動事業	80,000円																																												
6	生活困窮世帯の子どもを支援する事業	200,000円																																												
7	歳末援護事業	700,000円																																												

Ⅱ-8	歳末援護事業 地域歳末たすけあい運動として歳末援護事業を実施し、必要な支援を行います。																												
事業計画・概要	事業実施状況																												
(1) 歳末援護事業 社会的孤立や経済的困窮など生活課題を抱えた方々が、安心して暮らすことができるよう支援する活動です。 10月頃より各市民センターなどへ申請書の受付を設置し、民生委員の協力のもと、年末に援護品を訪問しお渡しします。 生活課題の解決や予防に向けた住民の理解、体制整備について取り組みを進めます。	【基本施策Ⅲ-2】 (1) 歳末援護事業 さいまつ♡ほっと事業 対象 下記の①、②、③のいずれかに該当し、申請があった方 ①市内に住所があり、次のいずれかに該当する方 ・80歳以上で一人暮らしの方 ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ・療育手帳㊤またはAをお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ②市内に住所があり、次のいずれかに該当する世帯 ・就学援助事業に認定された児童・生徒（準要保護世帯） ・児童扶養手当の全部支給世帯（※一部支給世帯は対象外） ③その他 ・民生委員より申請があり、鶴ヶ島市社会福祉協議会会長が必要と認めた方 申請期間 令和6年10月15日～11月15日 申請者数 <table><tr><td></td><td>申請数</td><td>対象外</td><td>対象</td></tr><tr><td>新規</td><td>133件</td><td>1件</td><td>132件</td></tr><tr><td>継続</td><td>356件</td><td>0件</td><td>356件</td></tr><tr><td>合計</td><td>489件</td><td>1件</td><td>488件</td></tr></table> 対象要件 <table><tr><td rowspan="4">(1)</td><td>① 80歳以上で一人暮らし</td><td>314件</td></tr><tr><td>② 身体障害者手帳1級または2級</td><td>90件</td></tr><tr><td>③ 療育手帳㊤またはA</td><td>18件</td></tr><tr><td>④ 精神障害者保健福祉手帳1級</td><td>0件</td></tr><tr><td>(2)</td><td>⑤ 準要保護世帯</td><td>18件</td></tr></table>		申請数	対象外	対象	新規	133件	1件	132件	継続	356件	0件	356件	合計	489件	1件	488件	(1)	① 80歳以上で一人暮らし	314件	② 身体障害者手帳1級または2級	90件	③ 療育手帳㊤またはA	18件	④ 精神障害者保健福祉手帳1級	0件	(2)	⑤ 準要保護世帯	18件
	申請数	対象外	対象																										
新規	133件	1件	132件																										
継続	356件	0件	356件																										
合計	489件	1件	488件																										
(1)	① 80歳以上で一人暮らし	314件																											
	② 身体障害者手帳1級または2級	90件																											
	③ 療育手帳㊤またはA	18件																											
	④ 精神障害者保健福祉手帳1級	0件																											
(2)	⑤ 準要保護世帯	18件																											

	⑥ 児童扶養手当の全部支給世帯	19件
(3)	⑦ 民生委員より	29件

援護品

	援護品	件数
a	お米券	442件
b	お茶と煮豆のセット	118件
c	お食事券	48件

(2) 物品等緊急一時支援事業

生活保護制度の受給開始までの間の物品など日常生活用品等の支援を実施します。

(3) 年末年始における緊急的な相談支援

生活困窮者等の緊急的な生活苦に関する生活相談支援を行います。

(2) 物品等緊急一時支援事業

該当なし

(3) 年末年始における緊急的な相談支援

該当なし

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・市内に事業の周知が定着し、申請者数が毎年増加している。
- ・民生委員に事業を積極的に活用してもらうことで、訪問活動の機会を増やしやすくなった。

<課題>

- ・生活課題を抱えた方々へ、その後の支援へつなげる方策を講じる必要がある。
- ・民生委員が空席の地域の対象者で、事業への申請が1人では難しい(申請に行けない等)方へのフォローがないため、地域間で

	の不均衡がある。民生委員以外にもつながりをつけて誰でも申請できるような方策を検討する必要がある。 ・対象者について民生委員の推薦に限らず、他の専門職からの推薦についても検討する必要がある。
--	---

Ⅱ-9	車いす貸出事業 ケガや病気などにより一時的に車いすを必要としている方に貸し出します。									
事業計画・概要	事業実施状況									
誰もが安心して暮らすことが出来るよう、ケガや病気などにより生活上必要となった方に車いすの貸出を行います。 (1) 車いす貸出の対象となる方 ①ケガや病気などにより、車いすを短期に必要とする方 ②公的機関や自治会、地域の福祉に関連する活動を行う団体 ③特別な事由により社会福祉協議会会長が必要と認めた個人・団体	【基本施策Ⅰ-3】 ①最長6ヵ月の貸し出しとし、メンテナンスを実施する。 ②貸し出し期限より早く返却頂いても返還できない。 ③施設への宿泊持込は禁止。 ④使用期間が過ぎた場合、超過料金が発生する。 ⑤月2回ボランティアによるメンテナンスを実施。 (1) 貸出件数 <table><tr><td>区分</td><td>件数</td><td>延べ使用台数</td></tr><tr><td>車いす 個人</td><td>114件</td><td>114台</td></tr><tr><td>車いす 団体公共</td><td>11件</td><td>43台</td></tr></table> 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・車いす整備を行うボランティアとの連携がよりスムーズになった。 ・ボランティアによる車いすのメンテナンスもしっかり実施してもらい、不良品の発見にもつながった。 <課題> ・経年劣化した車いすが増えてきているため、整理し廃棄を進める必要がある。貸出表をもう少し使いやすくする工夫が必要である。 ・保管している車いすの台数が減少したため、増車を図る必要がある。	区分	件数	延べ使用台数	車いす 個人	114件	114台	車いす 団体公共	11件	43台
区分	件数	延べ使用台数								
車いす 個人	114件	114台								
車いす 団体公共	11件	43台								

Ⅱ-10	3人乗り自転車貸出事業 子育て支援として、子育て世帯を対象に3人乗り自転車を貸し出します。				
事業計画・概要	事業実施状況				
3人乗り自転車の貸出を通じて、子育て世帯への外出促進や経済的な負担の軽減を図ることを目的として、貸出を行います。 (1) 3人乗り自転車の貸出の対象となる方 3人乗り自転車の貸出対象者は、鶴ヶ島市に住所を有し、次のいずれにも該当する方とします。 ①満1歳以上で小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育している保護者であること ②借り受けた3人乗り自転車を適正保管する場所を確保できること ③特別な事由により社会福祉協議会会長が必要と認めた方	【基本施策Ⅰ-3】 ①年度末に抽選をおこない貸し出しする ②年2回春と秋に点検の通知を利用者に送付し、各店舗において実施する。 ③TSマークの期限を店舗と確認し、期限切れの時は利用者の自己負担で加入する。 (1) 貸出件数 <table data-bbox="584 786 1410 891"> <tr> <th>件数</th><th>延べ使用件数</th></tr> <tr> <td>新規3件</td><td>4台</td></tr> </table> 【事業の成果及び今後の課題】 <課題> ・貸出利用者と連絡が取れない場合の対応が課題である。 ・3人乗り自転車の老朽化が進んでいるため、今後の事業展開を検討する必要がある。	件数	延べ使用件数	新規3件	4台
件数	延べ使用件数				
新規3件	4台				

Ⅱ-11	障がい者支援の地域づくり事業 鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会と協働して、障がい者向けの社会参加、余暇活動支援を行います。また、市民向けの障がい者の理解を深めます。さらに、障がい者事業所や関係機関、ボランティア団体等の連携を強化し、すべての人々が尊厳と生きがいを持って安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。
事業計画・概要	事業実施状況
(1) 鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会の運営 障がい当事者団体、障がい者関係事業所、ボランティア団体等がネットワークを組んで、情報共有やお互いの事業を理解し合いながら、市民向けにも以下の事業を実施します。 ①運営委員会の実施 (年12回) ②幹事会の実施 (年12回) (2) 障害者余暇活動支援事業の実施 地域方々からのニーズにより、障がい者が参加しやすい以下の余暇活動等を実施します。 (3) 防災訓練の参加 鶴ヶ島市が行う防災訓練等に、障がい当事者等と共に参加します。	【基本施策Ⅱ-3】 (1) 鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会の運営 ①運営委員会の実施 12回 ②幹事会の実施 3回 (2) 障害者余暇活動支援事業の実施 ①障がいがあってもなくても共に身体改善プログラム 7回開催(5回雨天中止) ②障がい者パソコン教室 1回開催 ③歴史散歩 11回開催(9月雨天中止) ④料理教室 3回開催 ⑤おしゃれサポート 4回開催 (3) 防災訓練の参加 期日 令和6年11月24日 場所 鶴ヶ島市立杉下小学校 校庭及び体育館 内容 要配慮者(障がい者)災害時対応訓練

(4) 障がい者交流フェスティバルの実施 障がい者週間のイベントとして、障がい者を理解してもらうためのイベントを実施します。 (5) 障害者関係団体等揭示展示 (6) 障害者関係事業所等販売プロジェクト 毎週金曜日お昼休みに市役所ロビーで、市内障害者関係事業所の商品販売を実施します。	(4) 障がい者交流フェスティバルの実施 日時 令和6年10月13日 運動公園 内容 エンジョイスポーツミーティング（市民体育祭）と同時開催・車いす、アイマスク体験・障害者施設等の商品販売等 (5) 障害者関係団体等揭示展示 市役所ロビー 令和6年12月 3日～12月13日 中央図書館 令和6年12月17日～12月28日 (6) 障害者関係事業所等販売プロジェクト 毎週金曜日、昼休みに市役所ロビーで実施 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・障がい者交流フェスティバルをエンジョイスポーツミーティング(市民体育祭)と同時に開催し、より多くの市民が障がいについて理解を深めるきっかけとすることができた。 <課題> ・ネットワークに関わる団体・事業所を増やすための取り組みが必要である。
--	--

Ⅱ-12	ボランティア・市民活動推進事業 ボランティア・市民活動に関する研修やボランティア団体の支援を通じてボランティア・市民活動を推進していきます。							
事業計画・概要		事業実施状況						
(1) ボランティア (個人・団体) 登録 ボランティア情報の発信や円滑な団体活動の支援を行うため、登録制度を推進し、それぞれのニーズに応じ活動を支援します。 必要に応じ、研修会や連絡会を開催します。 (2) ボランティア活動 等保険加入事務 全国社会福祉協議会のボランティア活動保険の加入を促進します。 (3) ボランティア体験 学習事業 (彩の国ボランティ ア体験プログラム) 市内の福祉施設や市民活動団体等の協力により、学生や地域活動の初心者を対象としたボランティア体験プログラムを実施します。		【基本施策Ⅲ-1】 (1) ボランティア（個人・団体）登録 ①個人登録 24人 ②団体登録 46団体 1,126人 (2) ボランティア活動等保険加入事務 ①ボランティア活動保険 <table><tr><td>区分</td><td>基本プラン</td><td>天災・地震補償プラン</td></tr><tr><td>加入者数</td><td>484人</td><td>71人</td></tr></table> ②ボランティア行事用保険 42件(保険加入団体19団体) ③福祉サービス総合補償 19件(保険加入団体19団体) ④送迎サービス補償 2件(保険加入団体 2団体) (3) ボランティア体験学習事業 (彩の国ボランティア体験プログラム) 期間 令和6年7月20日から8月31日まで 参加 133人 プログラム数 22 プログラム内容 かみひろや幼稚園・つるがしま白百合幼稚園・あたご保育園・鶴ヶ島保育所・はちの巣保育園・鶴ヶ島ほほえみの郷・みどりの風鶴ヶ島・清光苑・まごころの家*あゆみ脚折・ベルグルー・ゆめの園アクト鶴ヶ島・鶴ヶ島ケアホーム・みんなで新しいボランティアを考えよう・市	区分	基本プラン	天災・地震補償プラン	加入者数	484人	71人
区分	基本プラン	天災・地震補償プラン						
加入者数	484人	71人						

(6) ニーズ調整 ①小中学生ゴミ出しボランティアをニーズに応じて調整します。 ②傾聴ボランティア「つる」と連携して利用を調整します。	②ボランティア・市民活動団体報告会 (ドネーションパーティ) 期日 令和7年3月16日 場所 中央図書館 参加 46人 (6) ニーズ調整 ①中学生ゴミ出しボランティア ゴミ出しができない方々に中学生等のボランティアを調整した。 対象世帯 6世帯 中学生ボランティア 14人 ②傾聴ボランティア「つる」 個人宅傾聴 延べ件数 55件 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・コロナ禍で中止していたボランティア・市民活動団体助成事業の報告会において共感した団体への寄付(ドネーションパーティ)を実施することができ、団体の活動を知ってもらう機会とすることができた。 <課題> ・ボランティアの活動参加者が減ってきているため、ボランティアに関心を持ってもらえるようなきっかけづくりをすることが必要である。
--	---

Ⅱ-13	福祉教育・ボランティア学習推進事業 市内の小中高等学校で実施している福祉教育・ボランティア体験学習を促進するために、地域の団体、障がい者、ボランティア・市民活動団体、福祉施設等と連携して、福祉教育実践の機会を拡充します。																																																																		
事業計画・概要		事業実施																																																																	
(1) 福祉教育・体験学習推進校等指定事業 (共同募金配分事業) 福祉教育・体験学習推進校等が市内全地域に広がり、福祉教育・ボランティア学習の質を高めます。		【基本施策Ⅲ-1】 (1) 福祉教育・体験学習推進校等指定事業 (共同募金配分事業) 小中高等学校で実施している福祉教育・ボランティア体験学習を促進するため、指定校事業を実施します。 福祉教育・体験学習推進校等指定した学校の実践活動を推進するために、申請に基づき助成金交付します。 一校6万円上限。																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>学校</th><th>申請額</th><th>交付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>鶴ヶ島清風高等学校</td><td>60,000 円</td><td>45,539 円</td></tr> <tr><td>2</td><td>鶴ヶ島中学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>3</td><td>藤中学校</td><td>40,000 円</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>富士見中学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>5</td><td>西中学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>南中学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>7</td><td>鶴ヶ島第一小学校</td><td>60,000 円</td><td>46,983 円</td></tr> <tr><td>8</td><td>鶴ヶ島第二小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>9</td><td>新町小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>10</td><td>長久保小学校</td><td>57,000 円</td><td>48,000 円</td></tr> <tr><td>11</td><td>栄小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>12</td><td>藤小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>13</td><td>南小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>14</td><td>杉下小学校</td><td>60,000 円</td><td>51,000 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>817,000 円</td><td>690,522 円</td></tr> </tbody> </table>			学校	申請額	交付額	1	鶴ヶ島清風高等学校	60,000 円	45,539 円	2	鶴ヶ島中学校	60,000 円	51,000 円	3	藤中学校	40,000 円	40,000 円	4	富士見中学校	60,000 円	51,000 円	5	西中学校	60,000 円	51,000 円	6	南中学校	60,000 円	51,000 円	7	鶴ヶ島第一小学校	60,000 円	46,983 円	8	鶴ヶ島第二小学校	60,000 円	51,000 円	9	新町小学校	60,000 円	51,000 円	10	長久保小学校	57,000 円	48,000 円	11	栄小学校	60,000 円	51,000 円	12	藤小学校	60,000 円	51,000 円	13	南小学校	60,000 円	51,000 円	14	杉下小学校	60,000 円	51,000 円	合 計		817,000 円	690,522 円
	学校	申請額	交付額																																																																
1	鶴ヶ島清風高等学校	60,000 円	45,539 円																																																																
2	鶴ヶ島中学校	60,000 円	51,000 円																																																																
3	藤中学校	40,000 円	40,000 円																																																																
4	富士見中学校	60,000 円	51,000 円																																																																
5	西中学校	60,000 円	51,000 円																																																																
6	南中学校	60,000 円	51,000 円																																																																
7	鶴ヶ島第一小学校	60,000 円	46,983 円																																																																
8	鶴ヶ島第二小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
9	新町小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
10	長久保小学校	57,000 円	48,000 円																																																																
11	栄小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
12	藤小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
13	南小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
14	杉下小学校	60,000 円	51,000 円																																																																
合 計		817,000 円	690,522 円																																																																

(2) 福祉教育・ボランティア学習研修会

小中高等学校等での体験学習をよりよいものにするため、教育センター等と共催で研修会を実施します。

(3) 福祉の心を育む交流事業

学校と福祉施設が交流を行いながら、学校では施設で使う必要なタオル等を集めて福祉施設に寄贈し、施設からは学校に対して図書の寄贈が行われます。社会福祉協議会は学校と施設をつなぎます。

(4) 福祉図書デリバリー

福祉関係図書を市内学校に貸し出し、福祉教育に活用してもらいます。

(5) 福祉体験講座実施

学校からの要望に基づき、高齢・認知症、障がい（視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者・発達障がい者・車いす利用者）、子育て中の親子・子ども、地域の活動、ボランティア、災害・防災、環境、福祉関係施設職員等、様々な種類分野の福祉教育実践を提案し、実施のための調整を行います。

(2) 福祉教育・ボランティア学習研修会

期日 令和6年8月2日

場所 市役所6階 旧食堂打合せスペース

参加 41人

内容 学校と地域でともに生きる力をはぐくむ

(3) 福祉の心を育む交流事業

①特別養護老人ホームみどりの風 鶴ヶ島と鶴ヶ島第二小学校

②特別養護老人ホームみどりの風 鶴ヶ島と藤小学校

(4) 福祉図書デリバリー

実施なし

(5) 福祉体験講座実施

内容	参加人数（人）
命の授業	122
車いす体験・利用者理解	34
認知症・高齢者理解	728
地域福祉	833
発達障害の理解	292
視覚障害者の理解	574
聴覚障害者の理解	569
知的障害者の理解	58
環境活動	7
ヤングケアラー	90
共同募金	57
キャリア教育	80
合 計	3,444

サービスラーニングの視点から、学びを地域の活動へと展開するよう支援します。	【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・講師及び児童・学校との顔の見える関係性づくりができた。教諭から福祉授業全体の相談があり、地域のつながりを作りつつ、福祉について学ぶ授業を学校と共同して考えることができた。 <課題> ・学校と市内の福祉施設との関係性づくりを行う必要がある。また、市民を対象とする福祉教育を学べる場の確保が必要である。
--	--

Ⅱ-14	災害対策事業 災害ボランティアセンターの設置運営の訓練や被災地支援活動を実施します。
事業計画・概要	事業実施状況
(1) 鶴ヶ島市総合防災訓練への参加 令和5年度に災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結した鶴ヶ島市とより連携を図るため、総合防災訓練にて災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。 (2) 公益社団法人西入間青年会議所などとの連携 令和4年度に災害時における協力体制に関する協定を締結した公益社団法人西入間青年会議所と協働して防災関係イベントを実施するとともに、様々な関係機関とも連携をします。	【基本施策Ⅲ-3】 (1) 鶴ヶ島市総合防災訓練への参加 期日 令和6年11月24日 場所 鶴ヶ島市立杉下小学校 校庭及び体育館 協力団体 バイクレスキュー・おおぞら高等学校 障害者支援ネットワーク協議会 (2) 公益社団法人西入間青年会議所などとの連携 期日 令和6年9月15日 場所 坂戸市役所 内容 防災フェス 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> - 総合防災訓練の中で「ここつなネット」と連携した訓練を行うことができ、地域の方々との協同による災害への備えを深めることができた。 <課題> - 地域のボランティア・市民活動団体と災害時の連携に向けた話し合いや訓練を進める必要がある。

Ⅱ-15	彩の国あんしんセーフティネット事業 県内社会福祉法人が基金を出資して、各種制度の狭間にある生活困窮者への相談支援、現物給付を行います。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）事業概要 現物給付により対応することで、緊急で逼迫した状態にある方の生活を助けます。	【基本施策Ⅲ-２】 （１）事業概要 既存の制度では対応することができない（制度の狭間）生活困窮状態等の方に対し、県内の登録社会福祉法人が基金に出資し、相談支援、現物給付を行い支援します。 食品寄付：２回

Ⅱ-16	生活支援体制整備支援・連携事業（鶴ヶ島市受託事業） 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域とつながりや生きがいを持ちながら生活していくことができるよう、日常生活を支えていく生活支援サービスの提供体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を、多様な主体の参画を得ながら一体的に行うため、市及び地域包括支援センターに設置する生活支援コーディネーターの支援の充実及び社会福祉協議会の実施する事業との連携を図って行きます。																																																		
事業計画・概要	事業実施状況																																																		
（１）地域住民・団体からの相談・調整・コーディネート 地域住民・市民団体等（地域包括支援センターを含む）からの、ふれあい・いきいきサロン、生活支援、介護予防に関する相談、ボランティア・市民活動に関する相談などに対して、必要な対応を行います。「介護予防ボランティアつるフィット」等が関わる住民主体の介護予防活動の場の設立についての調整及び設立後の団体支援を含みます。	【基本施策Ⅱ-２・Ⅲ-２】 （１）地域住民・団体からの相談・調整・コーディネート <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談者区分</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>個人</td><td>245</td></tr> <tr><td>行政</td><td>38</td></tr> <tr><td>ボランティア・市民活動</td><td>44</td></tr> <tr><td>学校・教育団体</td><td>5</td></tr> <tr><td>地域包括支援センター</td><td>23</td></tr> <tr><td>福祉施設・専門職</td><td>58</td></tr> <tr><td>自治会・支え合い協議会</td><td>11</td></tr> <tr><td>民生委員</td><td>9</td></tr> <tr><td>サロン</td><td>15</td></tr> <tr><td>その他</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>個別相談（家庭内問題）</td><td>6</td></tr> <tr><td>個別相談（生活支援全般・ゴミ以外）</td><td>79</td></tr> <tr><td>個別相談（ゴミだし、ゴミに関すること）</td><td>26</td></tr> <tr><td>個別相談（その他）</td><td>145</td></tr> <tr><td>何でも相談（地域の問題）</td><td>8</td></tr> <tr><td>ボランティア・市民活動（支え合い協議会含む）</td><td>77</td></tr> <tr><td>集いの場（介護予防含む）</td><td>64</td></tr> <tr><td>つるフィット</td><td>2</td></tr> <tr><td>福祉機器</td><td>4</td></tr> <tr><td>福祉教育</td><td>3</td></tr> <tr><td>寄付</td><td>12</td></tr> <tr><td>移動支援サービス</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>44</td></tr> </tbody> </table>	相談者区分	件数	個人	245	行政	38	ボランティア・市民活動	44	学校・教育団体	5	地域包括支援センター	23	福祉施設・専門職	58	自治会・支え合い協議会	11	民生委員	9	サロン	15	その他	13	相談内容	件数	個別相談（家庭内問題）	6	個別相談（生活支援全般・ゴミ以外）	79	個別相談（ゴミだし、ゴミに関すること）	26	個別相談（その他）	145	何でも相談（地域の問題）	8	ボランティア・市民活動（支え合い協議会含む）	77	集いの場（介護予防含む）	64	つるフィット	2	福祉機器	4	福祉教育	3	寄付	12	移動支援サービス	7	その他	44
相談者区分	件数																																																		
個人	245																																																		
行政	38																																																		
ボランティア・市民活動	44																																																		
学校・教育団体	5																																																		
地域包括支援センター	23																																																		
福祉施設・専門職	58																																																		
自治会・支え合い協議会	11																																																		
民生委員	9																																																		
サロン	15																																																		
その他	13																																																		
相談内容	件数																																																		
個別相談（家庭内問題）	6																																																		
個別相談（生活支援全般・ゴミ以外）	79																																																		
個別相談（ゴミだし、ゴミに関すること）	26																																																		
個別相談（その他）	145																																																		
何でも相談（地域の問題）	8																																																		
ボランティア・市民活動（支え合い協議会含む）	77																																																		
集いの場（介護予防含む）	64																																																		
つるフィット	2																																																		
福祉機器	4																																																		
福祉教育	3																																																		
寄付	12																																																		
移動支援サービス	7																																																		
その他	44																																																		

(2) 生活支援ガイドブック等情報の見える化 地域の社会資源を把握し、「生活支援ガイドブック」を管理・随時更新します。 (3) 地域課題等検討会議 日常生活圏域を考慮して、地域の関係者（地域支え合い協議会、介護サービス事業者等）を集め、地域課題とその解決に向けた具体策について検討する会議を年1回以上企画・開催をします。	(2) 生活支援ガイドブック等情報の見える化 「つどいの場 情報一覧」更新 <table border="0"> <tr> <td>かんえつ地区</td><td>23か所</td></tr> <tr> <td>いちばんぼし地区</td><td>41か所</td></tr> <tr> <td>ぺんぎん地区</td><td>36か所</td></tr> <tr> <td>いきいき地区</td><td>14か所</td></tr> </table> (3) 地域課題等検討会議 地域懇談会の開催（再掲） ア 地域包括支援センターぺんぎんエリア ・令和6年6月4日 10人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和7年3月4日 51人参加 (市内サロン代表者・地域包括支援センター・市・社協) イ 地域包括支援センターいきいきエリア ・令和6年6月12日 6人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和6年7月3日 3人参加 (地域包括支援センター・社協) ・令和6年12月24日 3人参加 (地域包括支援センター・社協) ウ 地域包括支援センターいちばんぼしエリア ・令和6年6月12日 8人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和6年7月4日 15人参加 (地域包括支援センター・鶴二支え合い協議会・社協) ・令和6年8月1日 3人参加 (地域包括支援センター・社協) ・令和6年8月9日 30人参加 (鶴二支え合い・地域包括支援センター・小中高大生・社協)「新しいボランティアを考えよう」 ・令和7年3月5日 4人参加 (地域包括支援センター・社協) ・令和7年3月10日 24人参加 (市民・シルバー人材センター・中央地域支え合い協議会・地域包括支援センター・市・社協)	かんえつ地区	23か所	いちばんぼし地区	41か所	ぺんぎん地区	36か所	いきいき地区	14か所
かんえつ地区	23か所								
いちばんぼし地区	41か所								
ぺんぎん地区	36か所								
いきいき地区	14か所								

	エ 地域包括支援センターかんえつエリア ・令和6年6月20日 9人参加 (地域包括支援センター・市・社協) ・令和6年7月3日 7人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年8月30日 7人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年9月25日 9人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・西市民センター・社協) ・令和6年9月27日 5人参加 (西部地域支え合い協議会・すねおり地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協) ・令和6年10月18日 8人参加 (西部地域支え合い協議会・西市民センター・地域包括支援センター・社協) ・令和6年11月20日 6人参加 (西部地域支え合い協議会・西市民センター・地域包括支援センター・社協) ・令和6年11月25日 7人参加 (西部地域支え合い協議会・市民・地域包括支援センター・社協) ・令和7年1月29日 5人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協) ・令和7年2月19日 4人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協) ・令和7年3月11日 6人参加 (西部地域支え合い協議会・地域包括支援センター・社協)
--	---

(4) 移送サービスの研究 移動支援サービス創出に向けての調査・研究及びサービスの開始・展開を検討する団体等の支援を行います。 (5) 担い手養成 日常生活支援の担い手の養成に関する業務を行います。 (6) 在宅医療・介護連携に関する事業に協力 市と調整のうえ、在宅医療・介護連携に関する事業に協力します。	(4) 移送サービスの研究 実施なし (5) 担い手養成 助け合い隊の推進（再掲） ①助け合い隊情報交換会の開催 期日 令和6年4月24日 場所 市役所3階 庁議室 出席 18人 内容 ア 各地域支え合い協議会助け合い隊の状況・令和5年度活動実績 イ 助け合い隊の活動について ②助け合い隊コーディネーター等研修 8地区の助け合い隊の日頃の課題等を共有する機会を設け、活動を活性化した。 第1回 期日 令和6年5月29日 場所 西市民センター 第二学習室 出席 21人 内容 ア 助け合い隊コーディネーターの基本について イ グループワーク (6) 在宅医療・介護連携に関する事業に協力 ①坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進会議への出席 期日 第1回 令和6年6月25日 場所 坂戸鶴ヶ島医師会立看護専門学校 期日 第2回 令和6年2月12日 場所 坂戸鶴ヶ島医師会立看護専門学校
---	---

(7) その他関連会議等出席	(7) その他関連会議等出席 ①鶴ヶ島市自立支援型地域ケア会議出席 毎月第4月曜実施 12回出席 ②鶴ヶ島市生活支援コーディネーター連絡会議出席 第1回 期日 令和6年9月27日 場所 市役所4階 402会議室 第2回 期日 令和6年12月11日 場所 市役所1階 102会議室 ③生活支援体制整備推進協議会 第1層生活支援体制推進協議会 期日 令和7年2月14日 場所 市役所3階 庁議室 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・地域別懇談会では、包括支援センターごとに、打合せを行い、地域にあった課題を解決するために、それぞれの地域包括支援センターと共に活動を行うことができた。 ・居場所づくりや地域の方々との研修会が実施でき、それぞれの地域課題に取り組むことができた。 <課題> ・生活支援体制整備事業を継続的に展開していく必要がある。 ・様々な主体と連携して地域づくりにつなげていく必要がある。
-----------------------	---

Ⅲ-1	助け合い資金貸付事業 生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援します。
事業計画・概要	事業実施状況
(1) 事業概要 低所得世帯が臨時の出費又は収入の減少等のため、生計を脅かされ又は維持していくのが困難となる場合等に、その応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長をはかるために貸し付けを行います。 また、鶴ヶ島市助け合い資金貸し付け規程に基づき、運営委員会を開催します。	【基本施策Ⅲ-2】 (1) 事業概要 貸付件数 21人 貸付金額 504,000円 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> - 生活保護を申請し、支給決定までの間の経済的安定を図るため資金として21名に貸付を実施した。 <課題> - 物価高騰の影響により、生活保護の申請者が増えている。 - 資金の貸付を行った後に親族からの援助が入り、生活保護申請を取り下げた方が1名おり、令和6年度中には返金に至っていない。

Ⅲ-2	生活福祉資金貸付事業（埼玉県社会福祉協議会受託事業） 他の機関からの借り入れが困難な低所得世帯等を対象として、生活福祉資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう自立に向けた支援を行います。																																																				
事業計画・概要	事業実施状況																																																				
生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活困窮者自立支援制度等と連携を図り生活困窮世帯の自立を支援します。 （１）総合支援資金 日常生活全般に課題を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援や家計相談支援）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 （２）福祉資金 低所得世帯等に対し、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用を貸し付ける資金 （３）緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の費用を貸し付ける資金 （４）教育支援資金 低所得世帯に属する者が、高等学校や大学に就学するために必要な費用を貸し付ける資金	【基本施策Ⅲ－２】 （１）貸付件数 <table><tr><th>資金種類</th><th>貸付件数</th></tr><tr><td>総合支援資金（本則貸付）</td><td>44件</td></tr><tr><td>総合支援資金（特例貸付）</td><td>721件</td></tr><tr><td>福祉資金（福祉費）</td><td>0件</td></tr><tr><td>緊急小口資金（本則貸付）</td><td>13件</td></tr><tr><td>緊急小口資金（特例貸付）</td><td>362件</td></tr><tr><td>教育支援資金</td><td>13件</td></tr><tr><td>不動産担保型生活資金</td><td>0件</td></tr><tr><td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td><td>6件</td></tr><tr><td>臨時特別つなぎ資金</td><td>0件</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,159件</td></tr></table> ※生活福祉資金貸付金償還月次報告書(埼玉県社会福祉協議会) （２）相談・問い合わせ <table><tr><th>本則貸付</th><th>特例貸付</th><th>合計</th></tr><tr><td>76件</td><td>32件</td><td>108件</td></tr></table> （３）償還完了 <table><tr><th>本則貸付</th><th>特例貸付</th><th>合計</th></tr><tr><td>2件</td><td>102件</td><td>104件</td></tr></table> （４）償還免除 <table><tr><th>本則貸付</th><th>特例貸付</th><th>合計</th></tr><tr><td>4件</td><td>176件</td><td>180件</td></tr></table> （５）償還猶予 <table><tr><th>本則貸付</th><th>特例貸付</th><th>合計</th></tr><tr><td>0件</td><td>28件</td><td>28件</td></tr></table> （６）居住地調査（住民票徴求手続き） <table><tr><th>本則貸付</th><th>特例貸付</th><th>合計</th></tr><tr><td>15件</td><td>0件</td><td>15件</td></tr></table>	資金種類	貸付件数	総合支援資金（本則貸付）	44件	総合支援資金（特例貸付）	721件	福祉資金（福祉費）	0件	緊急小口資金（本則貸付）	13件	緊急小口資金（特例貸付）	362件	教育支援資金	13件	不動産担保型生活資金	0件	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	6件	臨時特別つなぎ資金	0件	合計	1,159件	本則貸付	特例貸付	合計	76件	32件	108件	本則貸付	特例貸付	合計	2件	102件	104件	本則貸付	特例貸付	合計	4件	176件	180件	本則貸付	特例貸付	合計	0件	28件	28件	本則貸付	特例貸付	合計	15件	0件	15件
資金種類	貸付件数																																																				
総合支援資金（本則貸付）	44件																																																				
総合支援資金（特例貸付）	721件																																																				
福祉資金（福祉費）	0件																																																				
緊急小口資金（本則貸付）	13件																																																				
緊急小口資金（特例貸付）	362件																																																				
教育支援資金	13件																																																				
不動産担保型生活資金	0件																																																				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	6件																																																				
臨時特別つなぎ資金	0件																																																				
合計	1,159件																																																				
本則貸付	特例貸付	合計																																																			
76件	32件	108件																																																			
本則貸付	特例貸付	合計																																																			
2件	102件	104件																																																			
本則貸付	特例貸付	合計																																																			
4件	176件	180件																																																			
本則貸付	特例貸付	合計																																																			
0件	28件	28件																																																			
本則貸付	特例貸付	合計																																																			
15件	0件	15件																																																			

(5) 不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

(6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

(7) 臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための公的給付制度（失業等給付）、又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、給付金や貸付金の交付を受けるまでの生活費を貸し付ける資金

(7) 債務整理手続き

本則貸付	特例貸付	合計
3 件	1 2 件	1 5 件

(8) 相続放棄申述手続き

本則貸付	特例貸付	合計
0 件	0 件	0 件

【本則貸付】

生活福祉資金貸付制度要綱に則った貸付制度の運用

【特例貸付】

大規模災害が発生した場合に厚生労働省からの通知により貸付限度額や据置期間、償還期限などを緩和する特例措置を講じた貸付制度の運用

【事業の成果及び今後の課題】

＜成果＞

- ・特例貸付における償還期間の延長や猶予、償還免除の手続きを支援するため、定期的な面談を行い世帯状況の把握に努め、借受人等の自立支援につなげることができた。

＜課題＞

- ・厚生労働省から償還免除者や償還困難者に対するアウトリーチによるプッシュ型支援などの「フォローアップ支援」の実施に関する通知があり、支援体制の構築や県社協、自立支援機関との役割分担を明確化する必要がある。担当する職員数が他法人と比較して少ないため、職員体制の検討が必要である。

Ⅲ-3	鶴ヶ島市手話通訳派遣事業（鶴ヶ島市受託事業）
Ⅲ-4	鶴ヶ島市手話通訳者設置事業 聴覚、音声及び言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者の派遣や、手話技術の習得のための手話講習会を実施します。
事業計画・概要	
事業実施状況	
（１）鶴ヶ島市手話通訳派遣事業 聴覚障がい者の手話通訳について、専任手話通訳者５人（正規職員１人、非常勤職員４人）、非常勤登録手話通訳者９人（非常勤専任通訳者４名含む）で対応します。	【基本施策Ⅱ-２】
	（１）鶴ヶ島市手話通訳事業
	専任手話通訳者　５人（正規職員１人、非常勤職員４人）
	登録手話通訳者　　９人（専任非常勤職員４人を含む）
	手話通訳者派遣実績

	イ 第2回運営委員会 期日 令和6年10月29日 内容 休職中の通訳者の復帰方法の取り決めや「手話通訳者派遣事業の推進について」の内容、電話中継による LINE テレビ電話機能使用について協議した。 出席 6人															
	ウ 第3回運営委員会 期日 令和7年2月3日 内容 令和7年度の利用者懇談会について及び「手話通訳者派遣事業の推進について」の内容について等を協議した。 出席 6人															
	②手話通訳派遣事業 利用者懇談会の開催 (年2回) 利用者の利便性を図ることや事業の改善点などを確認する目的のため、懇談会を開催します。															
	②手話通訳者派遣事業 利用者懇談会の開催 ア 第1回利用者懇談会 期日 令和6年6月23日 内容 鶴ヶ島消防署の消防士による「防災について（火災）」の講演及び令和5年度の手話通訳派遣事業の実施報告等を行った。 参加 20人															
	イ 第2回利用者懇談会 期日 令和7年3月9日 内容 鶴ヶ島市危機管理課の職員による「災害から命を守るために」をテーマにした講演及び電話中継による LINE テレビ電話機能の使用方法についての説明を行った。 参加 25人															
	③手話通訳者研修会の実施 (年6回) 手話通訳者の技術向上のため、必要な内容について研修会を実施します。															
	③手話通訳者研修会の実施															
	<table><tr><th>期 日</th><th>内 容</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>令和6年 5月12日</td><td>読み取り</td><td>4人</td></tr><tr><td>令和6年10月12日</td><td>聞き表現</td><td>4人</td></tr><tr><td>令和7年 3月23日</td><td>三市合同研修会</td><td>4人</td></tr><tr><td>令和7年 3月23日</td><td>通訳者連絡会</td><td>4人</td></tr></table>	期 日	内 容	参加人数	令和6年 5月12日	読み取り	4人	令和6年10月12日	聞き表現	4人	令和7年 3月23日	三市合同研修会	4人	令和7年 3月23日	通訳者連絡会	4人
	期 日	内 容	参加人数													
	令和6年 5月12日	読み取り	4人													
令和6年10月12日	聞き表現	4人														
令和7年 3月23日	三市合同研修会	4人														
令和7年 3月23日	通訳者連絡会	4人														

④連休期間における緊急体制 連休中の緊急な手話通訳依頼に備え、手話通訳者が待機をします。 (5月連休及び年末年始) ⑤タブレットを用いた遠隔手話通訳 オンライン会議などの通訳の際、iPadを使用して遠隔手話通訳を行います。 (2) 鶴ヶ島市手話講習会 実施事業 手話の普及や聴覚障がい者への理解を広めるとともに手話通訳者の養成のため、啓発講座や講習会を実施します。 ①手話啓発講座 (全3回) ②鶴ヶ島市手話奉仕員養成講習会 入門課程 (全23回) ③鶴ヶ島市手話奉仕員養成講習会 基礎課程 (全30回)	※上記とは別に、全国手話研修センターの「手話通訳者現任研修(オンライン)」を研修会として2回実施した(読み取り・聞き表現・事例検討・講義あり)。 ④連休期間における緊急体制 連休中の緊急な手話通訳依頼に備え、手話通訳者が待機した。 ア 期間 令和6年5月3日から5月6日まで(全4日間) 待機中の救急要請なし。 イ 期間 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで(全6日間) 待機中の救急要請なし。 ⑤タブレットを用いた遠隔手話通訳 実績なし (2) 鶴ヶ島市手話講習会実施事業 ①手話啓発講座 期日 令和6年7月22日、7月29日、8月7日 全3回 計6時間 受講 10人 ②鶴ヶ島市手話奉仕員養成講習会 入門課程 期間 令和6年8月26日から令和7年3月17日まで (毎週月曜日午前開催) 全23回 計46時間 受講 22人 修了 18人 終了 1人 途中辞退 3人 ③鶴ヶ島市手話奉仕員養成講習会 基礎課程 期間 令和6年5月8日から12月11日まで (毎週水曜日夜間開催) 全30回 計60時間 ※8月7日は悪天候のため休講とした。
---	---

④手話通訳者を目指す人のための学習会 (全11回) 【目標】 手話講習会修了者: 入門21人 基礎11人 統一試験合格者:3人 県登録手話通訳者:4人	受講 11人 修了11人		
	④手話通訳者を目指す人のための学習会		
	期日	内容	参加人数
	令和6年 5月26日	自己紹介・聞き表現	3人
	令和6年 6月15日	読み取り	3人
	令和6年 7月21日	場面通訳	4人
	令和6年 8月18日	聞き表現	2人
	令和6年 9月15日	場面通訳	4人
	令和6年10月12日	場面通訳	5人
	令和6年11月17日	聞き表現・読みとり・場面通訳	3人
	令和6年12月 1日	聞き表現	4人
	令和7年 1月19日	聞き表現	4人
令和7年 2月16日	聞き表現・読みとり	6人	
令和7年 3月 2日	聞き表現・読みとり	4人	
⑤準備コースを目指す学習会 令和7年度の手話通訳者養成準備コース（埼玉聴覚障害者情報センター主催、県委託）が日高市で開催される。準備コースには受講審査があるため、急遽受講審査合格のための講習会を企画・実施した。			
	令和7年2月26日	基本文法の復習・自己紹介	5人
	令和7年3月 5日	基本文法の復習・手話表現	3人
	令和7年3月12日	基本文法の復習・手話表現	4人
	令和7年3月19日	意味に合った手話表現	4人
	令和7年3月26日	基本文法の復習・読みとり	3人
	⑥関係機関学習会		
	期日 令和7年1月28日		
	内容 市の職員を対象に聴覚障害者とのコミュニケーション方法について講演を行うとともに市の窓口で使える手話指導を実施した。		
	講師 鶴ヶ島市聴力障害者会会長、副会長		
	⑥関係機関学習会 (全1回)		

(3) 鶴ヶ島市手話通訳者 設置事業 鶴ヶ島市役所内の窓口事務等における聴覚障がい者の手話通訳を行い、相談や手続きを円滑に行います。	参加 14人 (3) 鶴ヶ島市手話通訳者設置事業 来所者 351人 設置対応 517件 【事業の成果および課題】 <成果> ・手話奉仕員養成講習会の修了者は入門が18人、基礎が11人であった。入門に至っては応募が22人おり、久しぶりに20人を超えた。 ・手話通訳者養成準備コースを目指す学習会を新たに開催したが、5人の応募があり、今後手話通訳者を目指す意向のある人がいることが分かった。うち、2人が準備コースの申込みを行った。 ・手話通訳者全国統一試験において3年ぶりに1人合格者があった。二次試験（県登録試験）は准通訳での合格ではあったが2人の合格者があった。統一試験合格者は今後、鶴ヶ島市の手話通訳者として活動する予定である。 <課題> ・手話通訳者派遣事業を利用している聴覚障害者が高齢化しており、急な受診による医療通訳、介護保険利用のための通訳が増加傾向にある。聴覚障害者の不利益にならないよう、手話通訳者の日々研鑽が必要である。 ・また、「手話を学び続けたい」という人はいるが「手話通訳になりたい」という人は未だ少ない。現在、主に活動している通訳者の約半数は60代以上であり、通訳者の高齢化、通訳者不足が喫緊の課題である。
---	---

Ⅲ-5	鶴ヶ島市視覚障害者生活支援事業（鶴ヶ島市受託事業） 障害者総合支援法（市町村地域支援事業）に基づき、交流会等の啓発事業を実施します。併せて点訳や音訳に必要な技術の習得を目的とした講習会を開催するとともに、地域で生活するうえで欠かせない行政機関の刊行物を点字版（点字図書）や音声版（デジタル録音図書）として製作し情報を届けます。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）視覚障害者交流事業 日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の理解を深めることを目的とした交流会等の啓発事業を実施します。 （２）視覚障害者支援奉仕員養成研修事業 鶴ヶ島市点訳奉仕員・音訳奉仕員養成講習事業実施要綱に基づき、点訳又は音訳に必要な技術を習得した奉仕員を養成することを目的とした講習会を実施します。 ①点字講習会 ②音訳講習会 （デジタル録音図書編集者講習会） ③視覚障害者サポーター講習会	【基本施策Ⅰ－３】 （１）視覚障害者交流事業 期日 令和６年１０月１９日 内容 目のみえない方に点字シール付き絵本をプレゼントしよう（タイト数 １１種類 合計 ２２冊 寄贈） 協力 鶴ヶ島市点訳奉仕員、鶴ヶ島市点字サークル「アイ」点字講習会受講者 出席 ２３人 （２）視覚障害者支援奉仕員養成研修事業 ①点字講習会 期日 令和６年９月１４日、９月２１日、１０月１２日 全３回 内容 点字図書の基礎知識、点訳の方法と実技 講師 鶴ヶ島市点訳奉仕員 出席 １３人 ②音訳講習会（デジタル録音図書編集者講習会） 期日 令和６年１０月３０日から１１月１日まで 全３回 内容 デジタル録音図書（DAISY 図書）の編集方法 講師 特定非営利活動法人 DAISY TOKYO 代表理事 出席 ７人 ③視覚障害者サポーター講習会 期日 令和６年７月８日、７月１５日 全２回 内容 iPhone 操作（Voice Over）の支援方法 講師 国立障害者リハビリテーションセンター 視覚機能訓練課 ケースワーカーほか２人 出席 ５１人

(3) 視覚障害者情報保障事業

行政機関が発行する「ごみ・資源収集カレンダー」や「広報つるがしま折り込み」の点字版（点字図書）や音声版（デジタル録音図書）を製作し情報を届けます。

(3) 視覚障害者情報保障事業

①依頼件数

点字版	音声版	合計
14件	11件	25件

②延べ製作部数

点字版	音声版	合計
25部 (772頁)	121部 (7時間32分)	146部

③利用登録者数

点字版	音声版	合計
3人	11人	14人

④製作従事者

点字版	音声版	合計
10人	11人	21人

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・意思疎通支援者養成等の講習会を開催し、支援方法や合理的な配慮に関する理解を深める機会を設けることができた。

<課題>

- ・総合的な意思疎通支援が可能となる体制を目指しているが、著作権の侵害行為とならないよう、点訳や音訳を行うにあたり関係法令を確認し製作している。総合的な支援体制を構築するため、今度も著作権法を遵守し「点字図書」や「デジタル録音図書」を製作するために必要な環境づくりに取り組む必要がある。

Ⅲ-6	点字と声の広報つるがしま発行業務（鶴ヶ島市受託事業）
Ⅲ-7	点字と声のつるがしま市議会だより発行業務（鶴ヶ島市受託事業） 障害者総合支援法（市町村地域生活支援事業）に基づき、鶴ヶ島市が発行する広報の点字版（点字図書）や音声版（デジタル録音図書）を製作し、点字と声の広報として情報を届けます。

事業計画・概要	事業実施状況																																										
（１）点字と声の広報 つるがしま 「広報つるがしま」を市との契約に基づき、点字版（点字図書）や音声版（デジタル録音図書）を製作し「点字広報つるがしま」や「声の広報つるがしま」として情報を届けます。 （２）点字と声のつるがしま市議会だより 「つるがしま市議会だより」を市との契約に基づき、点字版（点字図書）や音声版（デジタル録音図書）を製作し「点字のつるがしま市議会だより」や「声のつるがしま市議会だより」として情報を届けます。	【基本施策Ⅰ－３】 （１）点字と声の広報つるがしま ①依頼件数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>１３件</td><td>１３件</td><td>２６件</td></tr></table> ②延べ製作部数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>６５部 (10,480 頁)</td><td>１６９部 (39 時間 17 分)</td><td>２３４部</td></tr></table> ③利用登録者数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>４人</td><td>１２人</td><td>１６人</td></tr></table> ④製作従事者 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>１０人</td><td>１１人</td><td>２１人</td></tr></table> （２）点字と声のつるがしま市議会だより ①依頼件数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>４件</td><td>４件</td><td>８件</td></tr></table> ②延べ製作部数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>２０部 (278 頁)</td><td>４８部 (4 時間 49 分)</td><td>６８部</td></tr></table> ③利用登録者数 <table><tr><td>点字版</td><td>音声版</td><td>合計</td></tr><tr><td>４人</td><td>１０人</td><td>１４人</td></tr></table>	点字版	音声版	合計	１３件	１３件	２６件	点字版	音声版	合計	６５部 (10,480 頁)	１６９部 (39 時間 17 分)	２３４部	点字版	音声版	合計	４人	１２人	１６人	点字版	音声版	合計	１０人	１１人	２１人	点字版	音声版	合計	４件	４件	８件	点字版	音声版	合計	２０部 (278 頁)	４８部 (4 時間 49 分)	６８部	点字版	音声版	合計	４人	１０人	１４人
点字版	音声版	合計																																									
１３件	１３件	２６件																																									
点字版	音声版	合計																																									
６５部 (10,480 頁)	１６９部 (39 時間 17 分)	２３４部																																									
点字版	音声版	合計																																									
４人	１２人	１６人																																									
点字版	音声版	合計																																									
１０人	１１人	２１人																																									
点字版	音声版	合計																																									
４件	４件	８件																																									
点字版	音声版	合計																																									
２０部 (278 頁)	４８部 (4 時間 49 分)	６８部																																									
点字版	音声版	合計																																									
４人	１０人	１４人																																									

④製作従事者

点字版	音声版	合計
10人	6人	16人

(3) 点字と声の広報製作担当者会議

①点字広報製作担当者会議

開催回数 6回

出席 鶴ヶ島市点訳奉仕員 10人

内容 広報つるがしまの点訳に関する協議
つるがしま市議会だよりの点訳に関する協議
広報折込物等の点訳に関する協議

②声の広報製作担当者会議

開催回数 12回

出席 鶴ヶ島市音訳奉仕員 8人

内容 広報つるがしまの音訳及び DAISY 編集に関する協議
つるがしま市議会だよりの音訳及び DAISY 編集に関する協議
広報折込物等の音訳及び DAISY 編集に関する協議

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・音声版（デジタル録音図書）の製作に携わることで、作業の効率化や負担の軽減に取り組みことができた。

<課題>

- ・点字図書や録音図書の製作で使用する資機材の更新や作業場所の確保など、業務を継続するための制度設計に取り組む必要がある。

Ⅲ-8	鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の運営（鶴ヶ島市指定管理事業） 日常生活全般に介助や見守りが必要な障がい者へ、包括的な視点による支援を提供します。利用者が地域において生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、健康の増進・様々な社会的体験・生産活動を通じて、地域の人々との交流の機会などを提供します。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）生活介護事業所	【基本目標Ⅲ-２】 （１）生活介護事業所の運営 ①設置場所 鶴ヶ島市三ツ木９３５－１ ②開所時間 午前９時～午後４時 ③利用状況（定員 ２０人） 利用者人数 １７人（退所２人） 延べ利用人数 ３，１７２人 ④職員体制（令和７年３月３１日現在） 正規職員 ３人 非常勤職員 １２人 ⑤実施業務 ア 職員会議 ・業務連絡会議（全支援員 毎日２回） ・全体会議（全職員 ３回） ・運営会議（常勤職員 随時） イ 健康管理 健康診断…１回目実施（６月１０日・１７日） 身体チェック…毎日 体重測定…月１回 ウ 通年作業 リネン作業、雑誌付録の分解作業、回収作業、個別支援計画に基づいたカリキュラム エ 通年活動 レクリエーション、音楽活動 オ 全体行事 ・いちご狩り （４月２５日） ・クリスマス会 （１２月２４日） カ 個別行事 ・外出ランチ会 （３日間に分けて実施） キ その他行事 ・もろとくフェア参加（７月３０日）

(2) 日中一時支援事業	・障害者交流フェスティバル参加（10月13日） ・市役所ロビーでの施設紹介展示（12月2日） ク 家族説明会 1回／年（令和6年6月26日） ケ 避難訓練 1回 コ 職場内職員研修 3回 サ きいちごだより発行 3回 シ 施設利用希望者の見学・実習受入れ ・見学者 6人 ・体験実習者 5人 (2) 日中一時支援事業 令和5年度は、職員体制が不十分のため一時休止をしたが、令和6年4月より再開した。 ①設置場所 鶴ヶ島市三ツ木935-1 ②開所時間 午後4時～午後6時30分 ③利用状況（定員 原則4人） ④利用者実人数 9人（鶴ヶ島9人） ⑤延べ利用人数 394人 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・これまで以上に個々の利用者の特性に合わせた支援を実施した結果、一部の利用者において自己表現の発意が改善した者、これまで難しいとされた作業ができるようになった者など利用者の生活の質の向上がみられた。 <課題> ・以前より職員の定着が課題として挙げられている中、当事業者での職務経験が浅い職員が多いため、統一した支援体制にまだ不十分な部分がある。今後は職員間の情報の共有をより深めるよう職場内研修の充実を図る必要がある。
---------------------	--

Ⅲ-9

障害者相談支援事業

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体
の状況や環境に応じて、利用者等の選択に基づき適切な障害福祉サービスが多様な事業
者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援をします。

事業計画・概要

事業実施状況

（１）指定特定相談援・
指定障害児相談支
援

利用者等が希望する生活
を把握しその選択に基づ
き、適切な福祉サービス等
が提供されるようサービス
等利用計画・障害児支援利
用計画を作成します。定期
的に再評価を行い、サービ
ス等利用計画の変更、支給
決定の更新申請等に必要な
援助を行います。また目標
に沿ってサービスが提供さ
れるよう、福祉サービス等
の事業者等との連絡調整を
行います。

①指定特定相談支援サー
ビス契約者数：
70名／年（予定）

②指定障害児相談支援サ
ービス契約者数：
10名／年（予定）

【基本施策Ⅲ-2】

（１）指定特定相談支援・指定障害児相談支援

①指定特定相談支援サービス契約者数 87件
新規4件 終了2件

②指定障害児相談支援サービス契約者数 13件
新規4件 終了0件

③相談実績（件数）

訪問	来所	同行	電話等	会議	その他
851	115	30	3,033	117	1

④モニタリング請求件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特定	32	43	30	36	33	30
障害児	5	3	4	6	4	3
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定	30	33	40	33	34	43
障害児	4	4	4	3	4	6

⑤計画作成件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特定	3	6	4	3	8	9
障害児	1	1	0	2	0	0
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定	16	6	5	5	4	3
障害児	1	0	2	0	1	1

(2) 自立生活援助事業

利用者が希望する生活や課題の把握を行い、個別支援計画を作成します。またおおむね2週に1回以上、利用者の居宅に訪問して状況確認を行い、必要な情報提供及び助言並びに相談、指定障害サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、その他利用者が地域における自立した生活を営むために必要な援助を行います。6か月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

- ①自立生活援助サービス
契約者数：
1名／年（予定）

(2) 自立生活援助事業

- ①自立生活援助サービス契約者数 1件

新規1件 終了1件

- ②請求件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月
0	0	0	1	1	1
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	1	1	1	1	0

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・ご本人やご家族の意向等を丁寧に確認することで、より希望する暮らしに近づけるための支援を検討することが出来ている。またフォーマルなサービスのみならず、インフォーマルサービスの活用も検討することで幅広い選択肢を提示できるよう心掛けている。
- ・利用者の生活支援まで踏み込み頻回なモニタリングを行うことで、一人ひとりの暮らしに寄り添ったサービス提供を行うことが出来ている。
- ・今年度医療的ケア児の計画作成依頼が多く、医療機関や教育機関との連携が増えており、相談者の生活の安定にもつながっている。

	<課題> ・新規の依頼もあるが、契約者数も増えている現状の中で受け入れができない状況となっている。丁寧かつきめ細やかな相談支援を継続するためには、人員の増員が必要である。
--	--

Ⅲ-10	鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センター（鶴ヶ島市受託事業） 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として鶴ヶ島市障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の向上を図り、障がい者及び障がい児並びにその保護者等の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。																																																																														
事業計画・概要	事業実施状況																																																																														
（１）個別相談 地域で生活をする障がい者及び障がい児並びにその保護者等から、生活全般の相談や就労に関する相談を受けるとともに、当事者と解決方法の検討を行います。	【重点施策・基本施策Ⅲ-２】 （１）個別相談 ①－１生活相談実績（人数） <table><tr><td></td><td>身体障がい</td><td>重症心身障がい</td><td>知的障がい</td><td>精神障がい</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>１２</td><td>２</td><td>２９</td><td>５０</td></tr><tr><td>障がい児</td><td>０</td><td>０</td><td>１</td><td>０</td></tr><tr><td>計</td><td>１２</td><td>２</td><td>３０</td><td>５０</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>発達障がい</td><td>高次脳機能障がい</td><td>その他</td><td>実人数</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>２</td><td>０</td><td>４</td><td>９９</td></tr><tr><td>障がい児</td><td>０</td><td>０</td><td>１</td><td>２</td></tr><tr><td>計</td><td>２</td><td>０</td><td>５</td><td>１０１</td></tr></table> ①－２支援方法 <table><tr><td></td><td>訪問</td><td>来所相談</td><td>同行</td><td>電話等</td></tr><tr><td>件数</td><td>２２５</td><td>３２５</td><td>５６</td><td>１９４</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>個別支援会議</td><td>関係機関</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>件数</td><td>２５</td><td>５</td><td>２３６</td><td>１,０６６</td></tr></table> ②障害者就労支援実績（人数） <table><tr><td></td><td>身体障がい</td><td>知的障がい</td><td>精神障がい</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>１５</td><td>７２</td><td>７９</td><td>０</td><td>１６６</td></tr><tr><td>就労者数</td><td>８</td><td>５９</td><td>５３</td><td>０</td><td>１２０</td></tr></table>		身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	障がい者	１２	２	２９	５０	障がい児	０	０	１	０	計	１２	２	３０	５０		発達障がい	高次脳機能障がい	その他	実人数	障がい者	２	０	４	９９	障がい児	０	０	１	２	計	２	０	５	１０１		訪問	来所相談	同行	電話等	件数	２２５	３２５	５６	１９４		個別支援会議	関係機関	その他	合計	件数	２５	５	２３６	１,０６６		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	合計	登録者数	１５	７２	７９	０	１６６	就労者数	８	５９	５３	０	１２０
	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい																																																																											
障がい者	１２	２	２９	５０																																																																											
障がい児	０	０	１	０																																																																											
計	１２	２	３０	５０																																																																											
	発達障がい	高次脳機能障がい	その他	実人数																																																																											
障がい者	２	０	４	９９																																																																											
障がい児	０	０	１	２																																																																											
計	２	０	５	１０１																																																																											
	訪問	来所相談	同行	電話等																																																																											
件数	２２５	３２５	５６	１９４																																																																											
	個別支援会議	関係機関	その他	合計																																																																											
件数	２５	５	２３６	１,０６６																																																																											
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	合計																																																																										
登録者数	１５	７２	７９	０	１６６																																																																										
就労者数	８	５９	５３	０	１２０																																																																										

(2) 地域支援

市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所との連携を図るため、相談支援連絡会議の開催や事業所巡回等を行い、地域の相談支援専門員の人材育成を図ります。

①相談支援連絡会議

12回

(月1回の頻度で開催)

②事業所巡回 8回

(1事業所あたり年間
2回程度)

(3) 障害者支援協議会

鶴ヶ島市主催の障害者支援協議会の運営に協力し、障がい者及び障がい児並びにその保護者等の住み良いまちづくりを目指します。

①全体会 2回

②各部会 2～3回

※障害者福祉課とともに
に検討を行います。

(4) 普及・啓発等

教育や医療などの関係機関等と連携を図ります。

(2) 地域支援

①相談支援連絡会議：12回

②事業所巡回：14回

③実地教育・個別SV：6回

(3) 障害者支援協議会

①全体会：2回

②こども部会：3回

まちづくり部会：3回

③事務局会議：6回

(4) 普及・啓発等

①研修参加・スキルアップ等

	延実施回数
所内での事例検討・スーパービジョン等	49回
制度・政策等に関するもの	9回
相談支援スキルの向上に関するもの	12回

②地域支援・普及啓発等

	延実施回数
他機関会議・技術協力等	6回
相談支援に関する研修の開催	2回
事業所視察・研修生等受入	7回

【事業の成果及び今後の課題】

<成果>

- ・重複課題を抱えるケースや、障害福祉サービス等だけではニーズに対応しにくい相談が増えており、様々な社会資源につなげるための支援だけでなくその後の継続支援が必要となるケースの対応を行った。
- ・障害者福祉課とともに、鶴ヶ島市における相談支援体制の見直しの必要性について共有を行っている。
- ・これまでは障害者福祉課にて障害者支援協議会の事務局機能を担っていたが、協働実施の方向性を共有を行うことができている。次年度は相談支援の実践から地域課題を提議していく体制を検討していきたい。

<課題>

- ・サービス利用者数に対して地域全体の相談支援専門員が不足しており、セルフプランで対応せざるを得ない状況が続いている。また指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が基本相談を含めしっかりと対応できるスキルが求められている。
- ・地域の相談機関で相談をしたが、関係性が築けなかった等の理由により基幹センターに相談に来るケースがある。障害者相談支援事業について改めて地域の相談支援専門員とも振り返りを行っていくことが必要である。
- ・基幹相談支援センターと市町村相談支援事業の役割について改めて検討する必要があると思われる。その上で当協議会の中でも役割分担の明確化を行っていくことが必要である。
- ・就労相談について近隣市町と比較しても活発な動きとなっている。また登録者数及び就労者数ともに増加しており、就労支援員の一人体制に限界が生じているため増員が必要である。

Ⅲ-11	鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター（鶴ヶ島市受託事業） 生活困窮者ひとりひとりに応じた包括的な相談支援やそれを支える地域の基盤整備（関係機関・地域のネットワークづくり、職場や活動の場の開拓等）を行うため、鶴ヶ島市生活困窮者自立相談支援センター（生活困窮者自立相談支援事業、アウトリーチ支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業）を設置・運営します。
事業計画・概要	事業実施状況
経済的な問題や社会的に孤立している状態の方の自立した生活につながるように伴走型の支援を行います。 （１）生活困窮者自立相談支援事業に関する業務 ①個別支援（基本相談） ②緊急的支援 ③その他対象者への相談支援業務 （２）生活困窮者自立支援法第２条第３項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給事業に関する業務	【重点施策・基本施策Ⅲ-２】 （１）生活困窮者自立相談支援事業に関する業務 ①活動実績 ア 新規相談受付／１５７人 イ 本人特定のみ（本人同意あり）／１５７人 ウ 支援決定・確認件数（再プラン含む）／１５人 ②アウトリーチ支援 活動実績 ア 登録者数／４４人 イ 支援方法（延べ）／２６２人 （電話４９人、面接７５人 他） ウ 相談者の内訳／本人１７７人、親６７人、 関係機関１２人 エ 支援件数 個別支援／２８０人 （助言・情報提供２２５人、関係づくり３５人 他） 地域支援／２１件 （広報・普及啓発３件、ネットワーキング１８件他） オ その他／鶴ヶ島市ひきこもりに係る相談支援連絡会議 開催／２回（代表者会議含む） （２）生活困窮者自立支援法第２条第３項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給事業に関する業務 ア 住居確保給付金利用者／３人

(3) 家計改善支援事業に関する業務 (4) 被保護者就労支援事業に関する業務 (5) 鶴ヶ島市就労支援事業に関する業務 生活困窮者就労準備支援事業ならびに被保護者就労準備支援事業に関する業務を行います。 ①個別支援 ②地域づくり (6) 事業周知のための取り組み ①市民への周知活動 ②関係機関等への周知活動 ③関係機関向け勉強会の開催	(3) 家計改善支援事業に関する業務 ア 家計改善支援事業 対象者 7人 (4) 被保護者就労支援事業に関する業務 ア 被保護者就労支援事業 登録者 8人 相談件数 336件(延べ) 就労者数 6人 イ 被保護者就労準備支援 登録者 17人 相談件数 307件(延べ) 就労者数 2人 (5) 鶴ヶ島市就労支援事業に関する業務 ア 生活困窮者就労支援 登録者 29人 相談件数 343件(延べ) 就労者数 8人 イ 生活困窮者就労準備支援 登録者 10人 相談件数 84件(延べ) 就労者数 1人 ウ 企業開拓 連携企業 94社 (うち新規企業8社) (6) 事業周知のための取り組み ① 会議等の開催・啓発・事業 ア 支援調整会議：12回 イ その他事業説明や連携会議への出席：14回 (受託社協連絡会議、ハローワーク調整会議等) ウ 他機関開催の調整会議等への出席：13回 (要保護児童対策地域協議会含む) エ 埼玉県あんしんセーフティーネット事業連絡会議：4回 オ 視察対応：6回 カ 実習生対応：1回
--	---

	【事業の成果及び今後の課題】 ＜成果＞ ・生活困窮状態にある方の課題の焦点化と必要な支援を実施するとともに生活困窮状態の方の困窮状態解消に向けた就労支援を行った。 ・収支のバランスが取れていない方に対する家計改善支援や住居を失う恐れがある方への住居確保に向けた支援を行った。 ・生活困窮者に対する理解がある企業の開拓に取り組むとともに就職した生活困窮状態の方や被保護者への職場定着支援を実施した。 ・ひきこもりの当事者の方や家族の方の継続相談を行うとともにひきこもりの方のひきこもり状態の解消に取り組んだ。 ・孤独孤立状態にある方の新たなつながりの確保に取り組めた。 ・庁舎内担当課へのひきこもり支援に関する周知が図れた。 ＜課題＞ ・物価高騰の影響から、収入を増やすために必要な支援が増加している。 ・支援の必要性を感じながら支援拒否される方に対するアプローチを検討する必要がある。 ・高齢者世帯の住まいを検討する必要がある。 ・ひきこもりの方に対する支援体制の構築を図る必要がある。 ・就労準備利用者の状況に応じたプログラムの拡充する必要がある。 ・生活困窮状態にある方に対する理解ある企業を開拓する必要がある。 ・就労希望のある高齢者の就労の場を確保する必要がある。 ・孤独孤立状態の方への支援の取り組みが必要である。
--	--

Ⅲ-12	障害者喫茶コーナー運営事業（鶴ヶ島市補助事業） 障がい者と市民の交流の場、また障がい者の就労の場として、喫茶コーナーを運営し、自立支援と社会参加を支援します。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）設置場所 （２）営業時間 （３）スタッフ 障がい者の雇用を行い、社会参加の機会の場を提供します。 （４）その他 ①季節に応じた販売メニューの検討を行います。 ②鶴ヶ島産業まつり等への出店を行います。 ③庁舎で行われるイベント等にあわせた販売等の検討を行います。	【地域福祉活動計画 基本目標 1-（２）】 （１）設置場所 市役所 6 階 喫茶コーナー （２）営業時間 午前 9 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分 （休日 土曜・日曜・祝日・市庁舎休業日） ・夏休み 令和 6 年 8 月 1 3 日～8 月 1 6 日まで ・年末年始休業 令和 6 年 1 2 月 2 8 日～令和 7 年 1 月 5 日まで （３）スタッフ 2 人 支援員 2 人 （４）その他 ・随時、期間限定の新作メニューの販売を実施した。 ・産業まつりは社会福祉協議会としての出店であるが、イベントの準備や出店等は担当支援員のみとなっており、通常営業への影響が大きいため出店を見合わせた。 ・これまで 2 0 年以上使用してきた券売機について、新札や新硬貨の発行に対応する必要があるため、新たな券売機の導入を実施した。 【事業の成果及び今後の課題】 < 成果 > ・定番メニューの他に期間限定のメニューの販売を行い、メニューのバリエーションを増やす工夫をしている。 ・新規の来客が増加傾向にある。

	<課題> ・物価高騰により仕入れ価格の値上がりが続いている為、近隣スーパー等で商品を購入し、販売価格を据え置く努力をしているが、買物の回数が増え、支援員の負担となっている。 ・支援員1人とスタッフ1～2人で販売対応しており、体調不良等でスタッフの休みが増加しているため、対応に苦慮している。
--	---

	場所 鶴ヶ島市役所5階 503・504会議室 講師 精神障害者家族会川越市やまぶき会 受講 47人（支援員4人） 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・中核機関、行政、ケアマネジャー等との連携により、事業利用者が認知症等による判断能力の低下をしても、成年後見制度への移行や施設入所により、引継ぎや継続的な支援をすることができた。 <課題> ・本事業だけでは対応ができない相談内容があり、中核機関や行政と連携した課題解決が求められている。 ・金銭管理やお金の使い方のアセスメントを目的とした事業利用相談の傾向が多くあり、他制度や社会資源による支援方法の情報提供ができるよう、権利擁護支援センターとしてのネットワークの構築が求められている。
--	---

Ⅲ-14

法人後見事業（鶴ヶ島市補助事業）

権利擁護支援センターにおいて、地域の中で成年後見が必要でありながら、制度の利用に結びつかない方にも財産や権利が守れるよう、社会福祉協議会が後見人等の受任を行います。また、市民後見人養成講座の修了者に後見支援員として法人後見の事務補助を行っていただき、自立した市民後見人を目指して知識や経験を習得する場を提供します。

事業計画・概要	事業実施状況																																
(1) 法人後見事業 ①法人後見運営委員会の開催 年5回程度 ②後見活動の実施	【基本施策Ⅲ-2】 (1) 法人後見事業 法人後見相談・支援方法（件数） <table><thead><tr><th>電話</th><th>訪問</th><th>来所</th><th>同行</th><th>個別指導</th></tr></thead><tbody><tr><td>430</td><td>226</td><td>62</td><td>11</td><td>1</td></tr><tr><th>関係機関</th><th>文書</th><th>引継ぎ</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>41</td><td>63</td><td>0</td><td>5</td><td>839</td></tr></tbody></table> 法人後見相談・内容及び対応（内訳） <table><thead><tr><th>相談・対応内容</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>身上監護に関すること</td><td>587</td></tr><tr><td>財産管理に関すること</td><td>83</td></tr><tr><td>事務に関すること</td><td>158</td></tr><tr><td>その他</td><td>11</td></tr><tr><td>合計</td><td>839</td></tr></tbody></table> ①法人後見運営委員会の開催 法人後見運営委員会の開催回数6回 主な内容 事業実施状況報告、受任者個別ケースについて 新規受任検討、事務点検 ②法人後見事業 継続受任 16件（後見類型10、保佐類型2、 補助類型1、監督3） 新規受任 7件（後見類型4、保佐類型1、監督2） 監督人 3件（後見類型2、保佐1）	電話	訪問	来所	同行	個別指導	430	226	62	11	1	関係機関	文書	引継ぎ	その他	合計	41	63	0	5	839	相談・対応内容	件数	身上監護に関すること	587	財産管理に関すること	83	事務に関すること	158	その他	11	合計	839
電話	訪問	来所	同行	個別指導																													
430	226	62	11	1																													
関係機関	文書	引継ぎ	その他	合計																													
41	63	0	5	839																													
相談・対応内容	件数																																
身上監護に関すること	587																																
財産管理に関すること	83																																
事務に関すること	158																																
その他	11																																
合計	839																																

③後見支援員への活動支援	③後見支援員への活動支援 令和6年度支援員研修及び連絡会 期日 令和6年7月8日 場所 市役所5階 503・504会議室 講師 精神障害者家族会川越市やまぶき会 受講 47人（支援員4人）
④家庭裁判所への報告・相談	④家庭裁判所への報告・相談 ア 法人後見業務の報告 イ 後見業務を行うにあたっての相談等 ⑤市民後見人会議 期日 令和7年3月31日 場所 鶴ヶ島市役所6階 会議室 参加者 市民後見人3人 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・福祉サービス利用援助事業からの移行として、法人後見受任者4件（後見類型3件、保佐類型1件）を受任することができた。 ・法人後見より市民後見人に移行（後見類型1件、保佐類型1件）することができた。 ・運営委員会により、受任による課題や受任ケースに対しての報告を行うことで、各専門職によるアドバイスを受けることができた。 <課題> ・市民後見人への移行に伴い、社会福祉協議会の監督人業務が開始され、監督人の業務について整理する必要がある。 ・中核機関との連携による市民後見人支援が必要となる。 ・被後見人等の生活の場の変化に伴い、住居や墓地などの手続きを行う必要があり、より多機関との連携が求められる。

Ⅲ-15	市民後見人等養成事業（鶴ヶ島市受託事業） 市民が後見人等を受任し、財産管理や身上監護を行う市民後見人を養成し、活動を支援します。また、市民後見人養成講座修了者等へのフォローアップとなる研修を実施します。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）市民後見人養成講座実践編 ５日間予定 令和５年度基礎編を修了した方に、市民が後見人等を受任し、財産管理や身上監護を行う市民後見人を養成し、活動を支援します。	【基本施策Ⅲ-２】 （１）市民後見人養成講座実践編 期日 令和６年６月２日から７月２３日まで （全５回と体験実習） 受講 １２人 １回目（６月２日） 内容 成年後見の実務① ・申し立て手続き書類の作成 ・財産目録の作成 成年後見の実務② ・後見計画の作成 ・収支予定の作成 講師 司法書士 ２回目（６月９日） 内容 成年後見の実務③ ・報告書の作成 ・後見事務終了時の手続き／死後事務 講師 司法書士 ３回目（６月１６日） 内容 対人援助の基礎 講師 大学教授 ４回目（６月２３日） 市民向けセミナー 場所 市役所５階 会議室 参加 市民・市民後見人養成講座受講生 内容 成年後見制度の活用と成年後見制度のこれから 講師 司法書士

(2) 市民後見人養成講座 フォローアップ研修 市民後見人養成講座を開講します。また、修了者等へのフォローアップとなる研修を実施します。	受講 34人(実践編受講生12人、市民22人) 5回目(7月23日) 鶴ヶ島市市民後見人養成講座 場所 市役所5階 会議室 参加 市民養成講座受講生、市民養成講座修了者、 傾聴ボランティア 内容 成年後見制度と意思決定支援 講師 弁護士 受講 25人(実践編受講生11人、修了者11人、 傾聴ボランティア3人) (2) 市民後見人フォローアップ研修会の開催 ①フォローアップ研修(再掲) 期日 令和6年7月23日 場所 市役所5階 会議室 参加 市民養成講座受講生、市民養成講座修了者、 傾聴ボランティア 内容 成年後見制度と意思決定支援 講師 弁護士 受講 25人(実践編受講生11人、修了者11人、 傾聴ボランティア3人) ②フォローアップ研修(意思決定フォロワー養成研修) 期日 令和6年10月1日 場所 市役所1階 会議室 参加 市民養成講座受講生、市民養成講座修了者、 傾聴ボランティア 内容 成年後見制度と意思決定支援 講師 弁護士・一般社団法人理事長 研修パートナー (障がいや認知症等のある当事者6人) 受講 25人(実践編受講生11人、修了者11人、 傾聴ボランティア3人)
--	---

	【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・埼玉県が実施する市民後見人養成講座に市民が５名修了した。 ・市民後見人養成講座修了者向けに意思決定フォロワー養成講座を実施し、実際に３人が意思決定フォロワーとして活動することができた。 <課題> ・市民後見人として活動できる方々に移行するケースが少ないので、受任件数を増やしていく必要がある。 ・継続的に市民後見人になる方を養成しながら、支援員や市民後見人として活躍できる人材の育成を行うことが必要である。
--	--

Ⅲ-16	成年後見制度利用促進事業（鶴ヶ島市受託事業） 権利擁護支援センターで、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を尊重した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を確保できるよう成年後見制度の利用を促進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
事業計画・概要	事業実施状況
（１）協議会の事務局及び地域連携ネットワーク 地域での総合的な権利擁護支援のネットワークを作るために、権利擁護センターが中核機関となり、判断能力が不十分な方を支える地域作りを行っていきます。 ①協議会 ４回	【基本施策Ⅲ-２】 （１）協議会の事務局 ①協議会（年４回） （ア）第１回成年後見制度利用促進協議会 期日 令和６年４月２３日 場所 市役所３階 庁議室 参加 委員８人 内容 ・令和５年度成年後見制度利用促進事業 事業報告 ・令和６年度成年後見制度利用促進事業 事業計画 ・鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組状況等について ・市民後見人について ・意思決定支援フォロー養成について （イ）第２回成年後見制度利用促進協議会 期日 令和６年７月２３日 場所 市役所３階 庁議室 参加 委員５人 オブザーバー１人（さいたま家庭裁判所） 内容 ・意思決定フォロー（仮）について ・後見人支援の会について ・事例検討 （ウ）第３回成年後見制度利用促進協議会 期日 令和６年１０月８日 場所 オンライン 内容 ・受任者調整会議の検討について ・意思決定フォローについて

②ネットワーク学習会	・地域連携ネットワークについて ・事例検討 (エ) 第4回成年後見制度利用促進協議会 期日 令和6年12月17日 場所 オンライン 内容 ・市民後見人について ・意思決定支援フォロワーについて ・令和6年度事業実績状況報告について ・令和7年度事業計画（案）について ②ネットワーク研修会（年3回） (ア) 地域連携ネットワーク構築学習会（再掲） 期日 令和6年4月23日 場所 市役所3階 庁議室 講師 弁護士 内容 意思決定フォロワーについて （高齢者入所施設連絡会） 参加 17人 (イ) 地域連携ネットワーク構築学習会（再掲） 期日 令和6年7月2日 場所 市役所6階 会議室 講師 大学教授 内容 福祉と教育の連携～地域共生社会の実現に向けて 参加 51人 (ウ) 地域連携ネットワーク構築会議 期日 令和7年1月23日 場所 市役所6階 会議室 内容 金融機関との情報交換 参加 18人
-------------------	---

(2) 広報業務

パンフレットの配布やセミナー等を開催し市民や関係機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援についての普及啓発を行います。

(3) 相談業務

地域の中の権利擁護の課題に関する相談を早期に対応し必要な支援に適切につないでいきます。

(4) 成年後見制度利用促進業務

成年後見制度の適切利用や申立てに関わる支援、市民後見人の養成講座修了者の後見受任を支援します。

また、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行や受任者調整（マッチング）、成年後見人等活動の支援を進めます。

意思決定支援フォロワー養成を行い、チームによる支援を実現します。

(2) 広報業務

①ふれあいサービス連絡会通知

期日 令和6年5月8日

②福祉委員会通知

期日 令和6年5月24日

③社協だよりNO. 153

期日 令和6年7月1日

全戸配布

④意思決定フォロワー養成研修通知

期日 令和6年8月21日

⑤高齢者入所施設連絡会

期日 令和6年11月18日

⑥見守りネットワーク研修会

期日 令和7年1月29日

⑦自立支援型ケア会議

期日 令和7年2月25日

(3) 相談業務

相談者実人数

新規	継続	終了
44	44	42

(4) 成年後見制度利用促進業務

①権利擁護相談・支援方法

内容	件数
電話	187
来所	69
訪問	42
同行	3
関係機関	9
文書	37
引継ぎ	1
その他	20
合計	368

②権利擁護相談・内容及び対応（内訳）

内容	件数
生活についての支援	5 1
財産管理についての支援	4 8
遺産・相続についての支援	1 9
情報提供	1 7 3
事務手続き支援	3 9
心理的援助	1 1
本人・親族との連絡調整	1 2
家庭裁判所との連絡調整	2
医療機関・専門職との連絡調整	1 4
行政・福祉等関係者との連絡調整	1 4
法定後見申立支援	3 2
任意後見支援	1 2
日常生活自立支援事業との連絡調整	6
会議	1 2
後見人支援	4
マッチング	2 0
要望・苦情等	8
他	1 0 0
合 計	5 7 7

③受任調整会議の開催

受任調整会議の開催回数 回数不定

主な内容 新規受任検討、方針の選別について

期日 令和6年 8月 8日

令和6年10月 3日

令和6年12月 2日

令和7年 1月30日

④後見人支援の会

活動内容 多様な職種でのネットワーク構築、協議・相談・情報交換等する場

後見人支援の会の開催回数6回

期日 令和6年 4月12日

令和6年 6月14日

令和6年 8月30日

令和6年10月11日

令和6年12月13日

令和7年 2月14日

(5) 地域連携ネットワークおよび市民セミナー

市民向けセミナー（再掲）

期日 令和6年6月23日

場所 市役所5階 会議室

参加 市民・市民後見人養成講座受講生

内容 成年後見制度の活用と成年後見制度のこれから

講師 司法書士

受講 34人（実践編受講生12人、市民22人）

(6) 市民後見人

社協が監督人として受任

	後見類型	保佐類型	補助類型	合 計
申請中	0	0	0	0
受任中	2	0	0	2
終 結	0	1	0	1

(7) 意思決定フォロワー

①意思決定フォロワー養成研修の開催（再掲）

期日 令和6年10月1日

場所 市役所1階 会議室

参加 市民後見人養成講座修了者、傾聴ボランティア

内容 講演・演習

講師 弁護士 NPO 法人理事長

受講 13人

②振り返りの会

期日 令和7年3月8日

場所 市役所6階 会議室

内容 意思決定フォロワー 振り返り

講師 弁護士

	参加　３人												
	③活動状況												
	<table><tr><td>利用者</td><td>活動中</td><td>休止中</td></tr><tr><td>高齢者</td><td>２</td><td>１</td></tr><tr><td>知的障がい</td><td>０</td><td>０</td></tr><tr><td>精神障がい</td><td>１</td><td>０</td></tr></table>	利用者	活動中	休止中	高齢者	２	１	知的障がい	０	０	精神障がい	１	０
利用者	活動中	休止中											
高齢者	２	１											
知的障がい	０	０											
精神障がい	１	０											
	【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・相談件数が昨年度よりさらに伸びた。また、地域連携ネットワーク構築を新たに教育関係者や金融機関と共に研修・会議を実施することにより、進めることができた。 ・令和６年度から後見人支援の会を継続的に行うことにより、後見人にかかわる方々と有機的につながることもできた。 また、意思決定支援について周知が進み、意思決定フォローが誕生し活動し始めることができた。 ・市民後見人も累計で３件となり、法人後見から市民後見人へ移行し、社協は後見監督人として就任した。 <課題> ・相談が増加したため、マンパワーが不足している。専門性のある職員の確保が必要である。 ・包括的な支援体制の構築の中に、権利擁護支援の部分はどう位置付けるかが課題である。												

Ⅲ-17	葬祭事業 葬祭に関する不安等の相談に応じるとともに、安心して利用することができる葬祭事業を行います。																																
事業計画・概要	事業実施状況																																
鶴ヶ島市社会福祉協議会葬祭事業実施要綱に基づき、市民の葬祭に対する不安の解消や費用負担の軽減を図ることを目的として葬祭事業（社協葬祭）を実施します。 （１）社協葬祭のプラン 家族葬を想定した葬儀をはじめ、４種類の葬祭プランの中から宗教や宗派、無宗教等のご希望にそった葬儀をご提案します。 （２）社協葬祭の利用対象 葬祭施行者（喪主）又は故人が鶴ヶ島市に住所を有している方が利用することができます。 （３）社協葬祭の広報等 社会福祉関連施設、医療機関及び行政機関の相談窓口等にパンフレット「葬祭事業のご案内」の設置や周知について協力を依頼します。	【基本施策Ⅰ－３】 （１）社協葬祭のプラン （利用申込件数） <table data-bbox="699 533 1236 779"> <tr><td>社協葬祭プラン１０</td><td>６件</td></tr> <tr><td>社協葬祭プラン２０</td><td>０件</td></tr> <tr><td>社協葬祭プラン３０</td><td>３件</td></tr> <tr><td>社協葬祭プラン４０</td><td>０件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>９件</td></tr> </table> （２）社協葬祭の相談等 （問合せ、相談件数） <table data-bbox="699 891 1236 1137"> <tr><td>葬儀申込に関すること</td><td>９件</td></tr> <tr><td>葬儀相談に関すること</td><td>３１件</td></tr> <tr><td>社協業務に関すること</td><td>０件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>５件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>４５件</td></tr> </table> （３）社協葬祭の広報等 （協力依頼件数） <table data-bbox="699 1249 1236 1541"> <tr><td>介護保険サービス事業者</td><td>５９件</td></tr> <tr><td>障害福祉サービス事業者</td><td>５件</td></tr> <tr><td>医療機関</td><td>１３件</td></tr> <tr><td>金融機関</td><td>０件</td></tr> <tr><td>その他（行政機関など）</td><td>６件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>８３件</td></tr> </table> 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・家族葬を想定した社協葬祭プランの利用が多いことから「費用負担の軽減」や「不安の解消」に貢献することができた。 <課題> ・「さらに簡素な仕様にしたい」という声もあることから、新たな制度設計に取り組む必要がある。	社協葬祭プラン１０	６件	社協葬祭プラン２０	０件	社協葬祭プラン３０	３件	社協葬祭プラン４０	０件	合計	９件	葬儀申込に関すること	９件	葬儀相談に関すること	３１件	社協業務に関すること	０件	その他	５件	合計	４５件	介護保険サービス事業者	５９件	障害福祉サービス事業者	５件	医療機関	１３件	金融機関	０件	その他（行政機関など）	６件	合計	８３件
社協葬祭プラン１０	６件																																
社協葬祭プラン２０	０件																																
社協葬祭プラン３０	３件																																
社協葬祭プラン４０	０件																																
合計	９件																																
葬儀申込に関すること	９件																																
葬儀相談に関すること	３１件																																
社協業務に関すること	０件																																
その他	５件																																
合計	４５件																																
介護保険サービス事業者	５９件																																
障害福祉サービス事業者	５件																																
医療機関	１３件																																
金融機関	０件																																
その他（行政機関など）	６件																																
合計	８３件																																

IV-1	共同募金運動の推進事業（埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会）				
IV-2	共同募金運動にかかわる市民、団体、事業所等と協力をしながら、「自分のまちを良くするしくみ」としての共同募金運動を実施します。				
事業計画・概要	事業実施状況				
（１）共同募金運動の実施 埼玉県共同募金会の共同募金実施計画に基づいて、埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会において、共同募金運動にかかわる市民、団体、事業所等の協力を得て、「自分のまちを良くするしくみ」としての共同募金運動を実施します。 【目標】 ①募金目標額 赤い羽根募金 5, 184, 000円 歳末たすけあい募金 2, 315, 000円 ②共同募金運動の種類 ③災害義援金の募集 ④募金活動協力者・団体への呼びかけ ⑤募金活動協力者・団体	【基本目標Ⅰ-１】 （１）共同募金運動の実施 ①募金実績（鶴ヶ島市） <table> <tr> <td>赤い羽根募金</td><td>2, 870, 526円</td></tr> <tr> <td>地域歳末たすけあい募金</td><td>2, 106, 581円</td></tr> </table> ②共同募金運動の種類 ア 戸別募金 イ 街頭募金 ウ 学校募金 エ 職域募金 オ 個人・法人募金 カ イベント募金 ③災害義援金の募集 ア 広報、ホームページ掲載 イ 募金箱の設置 ウ 街頭での活動 ④募金活動協力者・団体への呼びかけ ア 福祉委員会、赤い羽根ミーティングの開催（自治会等） イ ボランティア・市民活動団体 ウ 地域支え合い協議会等地域活動団体 エ 市内事業所、法人等 オ 小中高等学校 ⑤募金活動協力者・団体 戸別募金（赤い羽根募金、地域歳末たすけあい募金）で、自治会に協力をいただき、福祉委員を通じて各世帯に募金の協力をお願いした。 ア 福祉委員会	赤い羽根募金	2, 870, 526円	地域歳末たすけあい募金	2, 106, 581円
赤い羽根募金	2, 870, 526円				
地域歳末たすけあい募金	2, 106, 581円				

	議案第 2 号 令和 7 年度社会福祉法人埼玉県共同募金会鶴ヶ島市支会社会福祉事業会計予算について (2) 共同募金運動の実施期間 ①赤い羽根共同募金運動 (令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日) ②地域歳末たすけあい募金運動 (令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 7 年 1 2 月 3 1 日) 【事業の成果及び今後の課題】 <成果> ・啓発活動として、共同募金のつかいみちを説明するチラシを作成することにより、地域の方へ募金が「じぶんのまちをよくするしくみ」であることの理解を深めてもらうことができた。 ・市内の小・中学校で共同募金の意義や成り立ちを説明することにより、子どもたちが募金したお金の使いみちを知り、「福祉」や「寄付」の大切さを学習することができた。 ・鶴ヶ島市内の企業へ法人募金を依頼し、13 企業から募金が得られた。 <課題> ・自治会の加入世帯が年々減少していくことに比例して募金の金額も減少傾向にある。法人募金の依頼をするなど募金を増やす努力はしているが、今後も自治会員が減少していく中でどのように募金を確保していくかが課題である。
--	--

V	鶴ヶ島市赤十字奉仕団活動の推進（鶴ヶ島市補助事業）
事業計画・概要	事業実施状況
（１）鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局 鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局を運営します。 また、日本赤十字社の基本原則である「人道と博愛の精神」に則り、さまざまな奉仕活動を実施していきます。 ①総会の開催 ②役員会の開催 ③社会福祉奉仕活動の実施 ア バザー実施 イ 縫製作業（全体・自主）（年２回） ウ 献血奉仕活動（年３回） エ 防災訓練等への参加協力 オ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動 カ その他依頼事業 ④普及・啓発 ⑤日本赤十字社奉仕功労表彰 ⑥研修等への参加・企画	【基本目標Ⅰ－４】 （１）鶴ヶ島市赤十字奉仕団事務局 ①総会の開催 期日 令和６年４月１１日 内容 令和５年度事業報告、令和６年度事業計画の承認など 参加 ２５人 総会終了後、資材の袋詰めの手伝い 参加人数１９人 ②役員会などの開催 ５回 延べ４０人 ③社会福祉奉仕活動の実施 ア 縫製作業（全体２回・実施２回・縫製品整理１回） イ 献血奉仕活動 ３回 延べ１４人 ウ 防災訓練等への参加協力 １回 令和６年１１月２４日実施 エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動 実施なし オ 市役所ロビー販売会 ８回 延べ７２人 カ その他依頼事業 ハートフルマーケット 令和６年１０月２０日８人参加 産業まつり 令和６年１１月１０日１１人参加 ④普及・啓発 鶴ヶ島市庁舎内ロビー販売会による奉仕団ＰＲ活動８回 ⑤日本赤十字社奉仕功労表彰 金色有功章 ５人 金色感謝状 ３人 ⑥研修等への参加・企画 ア 連絡調整会参加 ４人 イ 事業講習会 令和７年２月２１日実施１９人 ウ 日本赤十字社埼玉県支部大会、他研修会参加 延べ８人 エ 視察研修 参加人数 ２０人

	【事業の成果及び今後の課題】 ＜成果＞ ・コロナ禍の落ち着きにより、地道な活動だが、活動が出来るようになり活発になってきた。 ・新しい研修に参加する団員が増加した。 ＜課題＞ ・全団員が何かに参加してくれること、団の奉仕活動に興味を持てるように活動内容の工夫をし、奉仕団として誇りを持てるように検討する必要がある。 ・団員の高齢化により可能な活動が狭まっているため、若年者の団員を増やせるような工夫が必要である。
--	--